

令和7年度
新潟県賃金労働時間等実態調査
結果報告書

はたらく！キ
やすむ！キ
変える！キ
！キめく未来に。

～新潟県働き方改革応援キャッチフレーズ～

新潟県産業労働部しごと定住促進課



新潟県

は し が き

本調査は、県内民間企業における賃金、労働時間等、最も基本的な労働条件の実態を把握するため、昭和 41 年度から毎年実施しているものです。本年度の調査においても多数の事業所から御協力をいただき、調査結果を取りまとめることができました。

調査の集計に当たりましては、新規学卒者の求人状況、初任給、所定労働時間、年間休日数、休暇制度、多様で柔軟な働き方の導入状況、仕事と家庭の両立を支援する育児・介護休業制度の普及及び利用の実態、職場のハラスメント等について調査を行いました。

本報告書が労使の方々をはじめ、広く関係各位においてご活用いただければ幸いです。

ご多忙中にもかかわらず、本調査に格別のご協力をいただきました関係事業所の皆様方に深く感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

新潟県産業労働部しごと定住促進課

目 次

I 調査方法の概要	1
II 調査結果の概要	3
III 調査結果の分析	5
1 企業全体の現況	5
2 事業所の現況	6
3 新規学卒者の求人状況	9
4 初任給	10
5 労働時間制度	12
6 年間休日数	21
7 年次有給休暇	22
8 特別休暇制度	24
9 多様で柔軟な働き方の導入状況	25
10 育児休業制度・育児のための休暇制度	30
11 仕事と家庭の両立のための支援制度	33
12 職場のハラスメント	43
特別集計（就業形態別集計）	45
調査票	47

※ 付属統計表につきましては、本調査結果とともに新潟県ホームページに掲載しています。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/r7chingin.html>

I 調査方法の概要

1 調査の目的

本調査は、昭和 41 年度から毎年実施しているもので、県内の民間事業所に雇用されている常用労働者の賃金、労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的に、毎年7月に実施しているものである。

2 調査対象産業

日本標準産業分類(令和5年6月改定)に定める産業分類が「農業、林業」「漁業」及び「公務」を除く産業

3 調査事項

- ・企業全体の現況
- ・事業所の現況
- ・新規学卒者の求人状況
- ・初任給
- ・労働時間制度
- ・年間休日数
- ・年次有給休暇
- ・特別休暇制度
- ・多様で柔軟な働き方の導入状況
- ・育児休業制度・育児のための休暇制度
- ・仕事と家庭の両立のための支援制度
- ・職場のハラスメント

4 調査事業所

令和5年経済センサス活動調査名簿に基づき、常用雇用者規模 10 人以上を雇用する事業所から、産業別・従業者規模別に無作為に抽出した事業所とする。

調査対象事業所は 2,900 事業所で、そのうち有効回答があった 1,301 事業所(有効回答率 44.9%)について集計した。

5 調査時点

令和7年7月 31 日現在で調査を実施した。初任給についても7月の確定初任給について調査した。

6 集計方法

調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

7 賃金の分類

初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。

8 調査結果利用上の注意

- (1) 構成比、増減率等の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入した。このため、構成比については合計が必ずしも 100 パーセントにならない。
- (2) 各調査項目においては、回答があった事業所のみ集計しているため、必ずしも「4 調査対象事業所」の有効回答があった事業所数と集計対象の合計事業所数は一致しない。
- (3) 育児休業制度・育児のための休暇制度について、令和6年度調査より、調査の基準となる出産した者(配偶者が出産した男性労働者を含む)の対象期間を、「調査実施前年7月1日から翌年6月 30 日までの1年間」から「調査実施前々年8月1日から翌年7月 31 日までの1年間」に変更した。
- (4) 仕事と家庭の両立のための支援制度について、令和7年4月1日から段階的に施行される育児・介護休業法の改正を踏まえ、令和6年度調査より、調査内容を一部変更した。

〔主な用語の説明〕

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

(1) 期間を定めずに雇われている労働者

(2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者

(3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日(パートの場合は10日)以上雇われた労働者

3 就業形態

一般労働者 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。

正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。

その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)

パートタイム労働者 … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

4 職 種

管理・監督 … 会社の事務部門、生産部門のなかで、部長、課長、係長などのように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長などの監督的地位にある者も含む。

事務・技術 … 経理、営業、人事、福利厚生等の事務局業務に従事する者や、研究、設計、看護等の特殊技術をもっている者をいう。

生 産 … 生産現場、建設現場、販売及び自動車の運転等に従事する者をいう。

5 表の記号説明

「X」 … サンプルが少ないため秘匿

「-」又は空欄 … 該当数字なし

「0」又は「0.0」 … 単位未満

Ⅱ 調査結果の概要

1 企業全体の現況

集計対象となった事業所は 1,301 事業所で、このうち中小企業は 1,112 事業所(85.5%)、大企業は 189 事業所(14.5%)となっている。(第1表)

2 事業所の現況

集計対象となった一般労働者は 47,185 人で、このうち男性は 29,370 人(62.2%)、女性は 17,815 人(37.8%)となっている。(第3表)

3 新規学卒者の求人状況

令和7年度の新規学卒者の採用充足率は、高校卒 36.8%、大学卒 63.3%となっている。(第9表)

4 初任給

令和7年度の確定初任給は、高校卒事務・技術 192,881 円、高校卒生産 191,775 円、専門学校卒事務・技術 195,920 円、専門学校卒生産 202,043 円、短大・高専卒事務・技術 189,826 円、短大・高専卒生産 207,578 円、大学卒事務・技術 245,911 円、大学卒生産 230,120 円、大学院卒事務・技術 282,806 円となっている。(第 11 表)

5 労働時間制度

1日あたりの所定労働時間は7時間 43 分、1週あたりの所定労働時間は 38 時間 27 分となっている(第 12 表)。変形労働時間制を採用している事業所の割合は 64.9%で、規模別では中小企業が 64.7%、大企業が 66.3%となっている。(第 16 表)

6 年間休日数

令和7年1月から令和7年 12 月までの1年間における休日数は 113.9 日となっている(第 21 表)。

7 年次有給休暇

年次有給休暇の取得日数は、規模計で 11.3 日(取得率 62.1%)、中小企業で 11.0 日(同 60.3%)、大企業で 12.5 日(同 68.2%)となっている。(第 22 表)

8 特別休暇制度

特別休暇制度を導入している事業所のうち、規模計で夏季休暇が 37.2%、病気休暇が 32.7%、リフレッシュ休暇が 11.1%、ボランティア休暇が 9.5%、教育訓練休暇が 4.5%、骨髄ドナー休暇が 5.4%、慶弔休暇が 88.9%、記念日休暇が 6.0%となっている。(第 25 表)

9 多様で柔軟な働き方の導入状況

多様で柔軟な働き方を可能とする制度において、最も多く導入されている制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」で 85.1%となっている。(第 26 表)

10 育児休業制度・育児のための休暇制度

令和5年8月1日から令和6年7月 31 日までの 1 年間に出生した者(配偶者が出生した男性を含む)のうち、令和7年7月 31 日までに育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、男性が 58.3%、女性が 93.7%となっている。(第 31 表)また、育児休業制度の利用者(予定含む)の取得期間の割合を男女別にみると、男性は「1か月以上、3か月未満」が 37.2%と最も高く、女性は「10 か月以上、12 か月未満」が 40.3%と最も高くなっている。(第 32 表)

11 仕事と家庭の両立のための支援制度

仕事と家庭の両立のための支援制度において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は、育児に関するものについては「短時間勤務制度」が 78.2%(第 34 表)、介護に関するものについては「介護休業制度」が 82.0%となっている。(第 37 表)

12 職場のハラスメント

令和6年4月から令和7年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所の割合は、13.0%となっている。(第39表)

相談や訴えのあったハラスメントの種類は、「パワーハラスメント」が76.2%と最も多かった。(第40表)

Ⅲ 調査結果の分析

1 企業全体の現況

集計対象となった事業所は1,301事業所で、このうち中小企業は1,112事業所(85.5%)、大企業は189事業所(14.5%)となっている。(第1表)

また、集計事業所の労働組合組織状況は、労働組合「有」の割合が20.1%となっている。規模別にみると、労働組合「有」の割合が中小企業は12.5%、大企業は64.5%と大企業の方が高くなっている。(第2表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位:事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
産 業 計	1,301 (100.0 %)	1,112 (85.5 %)	189 (14.5 %)
鉱業、採石業、砂利採取業	2 (0.2 %)	1 (0.1 %)	1 (0.1 %)
建 設 業	183 (14.1 %)	173 (13.3 %)	10 (0.8 %)
製 造 業	227 (17.4 %)	218 (16.8 %)	9 (0.7 %)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (0.5 %)	4 (0.3 %)	2 (0.2 %)
情報通信業	15 (1.2 %)	11 (0.8 %)	4 (0.3 %)
運輸業、郵便業	75 (5.8 %)	68 (5.2 %)	7 (0.5 %)
卸売業、小売業	248 (19.1 %)	192 (14.8 %)	56 (4.3 %)
金融業、保険業	22 (1.7 %)	12 (0.9 %)	10 (0.8 %)
不動産業、物品賃貸業	18 (1.4 %)	17 (1.3 %)	1 (0.1 %)
学術研究、専門・技術サービス業	40 (3.1 %)	31 (2.4 %)	9 (0.7 %)
宿泊業、飲食サービス業	70 (5.4 %)	57 (4.4 %)	13 (1.0 %)
生活関連サービス業、娯楽業	33 (2.5 %)	27 (2.1 %)	6 (0.5 %)
教育、学習支援業	55 (4.2 %)	40 (3.1 %)	15 (1.2 %)
医療、福祉	218 (16.8 %)	194 (14.9 %)	24 (1.8 %)
複合サービス事業	12 (0.9 %)	3 (0.2 %)	9 (0.7 %)
サービス業(他に分類されないもの)	77 (5.9 %)	64 (4.9 %)	13 (1.0 %)

※()内は、全体に占める割合

第2表 労働組合組織状況

単位:事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業			
	計	組合有	組合無	計	組合有	組合無	計	組合有	組合無	
産 業 計	事業所数	1,280	257	1,023	1,094	137	957	186	120	66
	割合(%)	(100.0)	(20.1)	(79.9)	(100.0)	(12.5)	(87.5)	(100.0)	(64.5)	(35.5)

2 事業所の現況

(1) 集計労働者数

ア 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は 47,185 人で、男性が 29,370 人（62.2%）、女性が 17,815 人（37.8%）となっている。産業別の構成比をみると、「製造業」が 28.5% と最も多くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男女別構成比	
	集 計 数	構 成 比			男 性	女 性
	人	%	人	人	%	%
産 業 計	47,185	100.0	29,370	17,815	62.2	37.8
鉱業、採石業、砂利採取業	44	0.1	37	7	84.1	15.9
建 設 業	5,196	11.0	4,427	769	85.2	14.8
製 造 業	13,461	28.5	9,745	3,716	72.4	27.6
電気・ガス・熱供給・水道業	267	0.6	230	37	86.1	13.9
情報通信業	629	1.3	498	131	79.2	20.8
運輸業、郵便業	2,334	4.9	2,088	246	89.5	10.5
卸売業、小売業	5,588	11.8	3,622	1,966	64.8	35.2
金融業、保険業	728	1.5	421	307	57.8	42.2
不動産業、物品賃貸業	326	0.7	217	109	66.6	33.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,702	3.6	1,300	402	76.4	23.6
宿泊業、飲食サービス業	1,121	2.4	527	594	47.0	53.0
生活関連サービス業、娯楽業	821	1.7	371	450	45.2	54.8
教育、学習支援業	3,418	7.2	1,409	2,009	41.2	58.8
医療、福祉	8,813	18.7	2,550	6,263	28.9	71.1
複合サービス事業	487	1.0	310	177	63.7	36.3
サービス業(他に分類されないもの)	2,250	4.8	1,618	632	71.9	28.1

イ 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が 36,724 人（77.8%）、大企業が 10,461 人（22.2%）となっている。産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」で中小企業の割合が 99.4% と高く、「複合サービス事業」で大企業の割合が 82.5% と高くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の規模別構成

区 分	規模計		中 小 企 業		大 企 業	
	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比
	人	%	人	%	人	%
産 業 計	47,185	100.0	36,724	77.8	10,461	22.2
鉱業、採石業、砂利採取業	44	100.0	21	47.7	23	52.3
建 設 業	5,196	100.0	4,447	85.6	749	14.4
製 造 業	13,461	100.0	10,559	78.4	2,902	21.6
電気・ガス・熱供給・水道業	267	100.0	66	24.7	201	75.3
情報通信業	629	100.0	329	52.3	300	47.7
運輸業、郵便業	2,334	100.0	2,100	90.0	234	10.0
卸売業、小売業	5,588	100.0	4,341	77.7	1,247	22.3
金融業、保険業	728	100.0	380	52.2	348	47.8
不動産業、物品賃貸業	326	100.0	324	99.4	2	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	1,702	100.0	694	40.8	1,008	59.2
宿泊業、飲食サービス業	1,121	100.0	851	75.9	270	24.1
生活関連サービス業、娯楽業	821	100.0	624	76.0	197	24.0
教育、学習支援業	3,418	100.0	2,780	81.3	638	18.7
医療、福祉	8,813	100.0	7,343	83.3	1,470	16.7
複合サービス事業	487	100.0	85	17.5	402	82.5
サービス業(他に分類されないもの)	2,250	100.0	1,780	79.1	470	20.9

(2) 障害者雇用

障害者を雇用している事業所は、中小企業 282 事業所、大企業 61 事業所で、これらは全体のそれぞれ 25.4%、32.3%となっている。(第5表)

常用労働者 63,257 人のうち障害者は中小企業で 652 人、大企業で 326 人となっており、これらは全体のそれぞれ 1.4%、1.9%となっている。(第6表)

第5表 産業別・規模別障害者雇用事業所数内訳

単位:事業所

区 分	規 模 計 事業所数	中 小 企 業			大 企 業		
		事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合
産 業 計	1,301	1,112	282	25.4	189	61	32.3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	-	-	1	1	100.0
建 設 業	183	173	30	17.3	10	3	30.0
製 造 業	227	218	78	35.8	9	7	77.8
電気・ガス・熱供給・水道業	6	4	-	-	2	1	50.0
情報通信業	15	11	1	9.1	4	2	50.0
運輸業、郵便業	75	68	10	14.7	7	2	28.6
卸売業、小売業	248	192	35	18.2	56	15	26.8
金融業、保険業	22	12	2	16.7	10	3	30.0
不動産業、物品賃貸業	18	17	4	23.5	1	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	40	31	4	12.9	9	3	33.3
宿泊業、飲食サービス業	70	57	10	17.5	13	2	15.4
生活関連サービス業、娯楽業	33	27	7	25.9	6	-	-
教育、学習支援業	55	40	10	25.0	15	4	26.7
医療、福祉	218	194	73	37.6	24	9	37.5
複合サービス事業	12	3	2	66.7	9	5	55.6
サービス業(他に分類されないもの)	77	64	16	25.0	13	4	30.8

第6表 産業別・規模別障害者の雇用状況

区 分	規 模 計 常 用 労働者数	中 小 企 業			大 企 業		
		常 用 労働者数	う ち 障害者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障害者数	割 合
産 業 計	63,257	45,748	652	1.4	17,509	326	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	45	21	-	-	24	1	4.2
建 設 業	5,393	4,635	43	0.9	758	8	1.1
製 造 業	14,883	11,893	217	1.8	2,990	85	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	281	80	-	-	201	3	1.5
情報通信業	665	359	1	0.3	306	5	1.6
運輸業、郵便業	2,711	2,434	18	0.7	277	3	1.1
卸売業、小売業	8,462	5,862	49	0.8	2,600	37	1.4
金融業、保険業	758	389	8	2.1	369	10	2.7
不動産業、物品賃貸業	444	431	7	1.6	13	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	5,707	779	6	0.8	4,928	98	2.0
宿泊業、飲食サービス業	2,406	1,914	20	1.0	492	4	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	1,606	1,349	26	1.9	257	-	-
教育、学習支援業	3,950	3,169	29	0.9	781	7	0.9
医療、福祉	11,265	9,454	193	2.0	1,811	22	1.2
複合サービス事業	532	98	3	3.1	434	15	3.5
サービス業(他に分類されないもの)	4,149	2,881	32	1.1	1,268	28	2.2

注: 割合については単純計算であり、障害者の法定雇用率とは一致しない。

(3) 職種別

常用労働者のうち管理・監督的業務に従事する者の男女比は、男性が80.4%、女性が19.6%となっている。(第7表)

第7表 産業別・規模別・性別 管理・監督的業務従事状況

区分	規模計						中小企業						大企業					
	常用労働者数	管理・監督的業務	うち男性	割合	うち女性	割合	常用労働者数	管理・監督的業務	うち男性	割合	うち女性	割合	常用労働者数	管理・監督的業務	うち男性	割合	うち女性	割合
産業計	63,257	5,535	4,452	80.4	1,083	19.6	45,748	4,303	3,428	79.7	875	20.3	17,509	1,232	1,024	83.1	208	16.9
鉱業、採石業、砂利採取業	45	2	2	100.0	-	-	21	-	-	-	-	-	24	2	2	100.0	-	-
建設業	5,393	776	721	92.9	55	7.1	4,635	665	610	91.7	55	8.3	758	111	111	100.0	-	-
製造業	14,883	1,412	1,284	90.9	128	9.1	11,893	1,221	1,098	89.9	123	10.1	2,990	191	186	97.4	5	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	281	26	24	92.3	2	7.7	80	14	12	85.7	2	-	201	12	12	100.0	-	-
情報通信業	665	112	99	88.4	13	11.6	359	43	39	90.7	4	9.3	306	69	60	87.0	9	13.0
運輸業、郵便業	2,711	225	207	92.0	18	8.0	2,434	204	187	91.7	17	8.3	277	21	20	95.2	1	4.8
卸売業、小売業	8,462	838	723	86.3	115	13.7	5,862	653	555	85.0	98	15.0	2,600	185	168	90.8	17	9.2
金融業、保険業	758	162	136	84.0	26	16.0	389	102	85	83.3	17	16.7	369	60	51	85.0	9	15.0
不動産業、物品賃貸業	444	42	32	76.2	10	23.8	431	42	32	76.2	10	23.8	13	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	5,707	236	199	84.3	37	15.7	779	93	84	90.3	9	9.7	4,928	143	115	80.4	28	19.6
宿泊業、飲食サービス業	2,406	266	159	59.8	107	40.2	1,914	185	102	55.1	83	44.9	492	81	57	70.4	24	29.6
生活関連サービス業、娯楽業	1,606	81	61	75.3	20	24.7	1,349	49	39	79.6	10	20.4	257	32	22	68.8	10	31.3
教育、学習支援業	3,950	236	153	64.8	83	35.2	3,169	170	114	67.1	56	32.9	781	66	39	59.1	27	40.9
医療、福祉	11,265	776	405	52.2	371	47.8	9,454	638	327	51.3	311	48.7	1,811	138	78	56.5	60	43.5
複合サービス事業	532	71	54	76.1	17	23.9	98	4	4	100.0	-	-	434	67	50	74.6	17	25.4
サービス業(他に分類されないもの)	4,149	274	193	70.4	81	29.6	2,881	220	140	63.6	80	36.4	1,268	54	53	98.1	1	1.9

(4) 雇用形態別

常用労働者のうち正社員の割合は63.8%となっている。男性の常用労働者のうち正社員の割合は74.8%で、女性の常用労働者のうち正社員の割合は50.6%となっている。(第8表)

第8表 常用労働者の産業別・性別・雇用形態別構成

区分	計						男性						女性					
	常用労働者数	うち正社員	割合	うち正社員以外	割合		男性	うち正社員	割合	うち正社員以外	割合	女性	うち正社員	割合	うち正社員以外	割合		
産業計	63,257	40,378	63.8	22,879	36.2		34,586	25,875	74.8	8,711	25.2	28,671	14,503	50.6	14,168	49.4		
鉱業、採石業、砂利採取業	45	33	73.3	12	26.7		37	29	78.4	8	21.6	8	4	50.0	4	50.0		
建設業	5,393	4,848	89.9	545	10.1		4,491	4,130	92.0	361	8.0	902	718	79.6	184	20.4		
製造業	14,883	11,716	78.7	3,167	21.3		10,117	8,754	86.5	1,363	13.5	4,766	2,962	62.1	1,804	37.9		
電気・ガス・熱供給・水道業	281	259	92.2	22	7.8		243	223	91.8	20	8.2	38	36	94.7	2	5.3		
情報通信業	665	590	88.7	75	11.3		514	475	92.4	39	7.6	151	115	76.2	36	23.8		
運輸業、郵便業	2,711	1,987	73.3	724	26.7		2,321	1,789	77.1	532	22.9	390	198	50.8	192	49.2		
卸売業、小売業	8,462	4,944	58.4	3,518	41.6		4,404	3,286	74.6	1,118	25.4	4,058	1,658	40.9	2,400	59.1		
金融業、保険業	758	619	81.7	139	18.3		430	365	84.9	65	15.1	328	254	77.4	74	22.6		
不動産業、物品賃貸業	444	301	67.8	143	32.2		249	205	82.3	44	17.7	195	96	49.2	99	50.8		
学術研究、専門・技術サービス業	5,707	1,575	27.6	4,132	72.4		3,080	1,218	39.5	1,862	60.5	2,627	357	13.6	2,270	86.4		
宿泊業、飲食サービス業	2,406	877	36.5	1,529	63.5		913	450	49.3	463	50.7	1,493	427	28.6	1,066	71.4		
生活関連サービス業、娯楽業	1,606	506	31.5	1,100	68.5		575	262	45.6	313	54.4	1,031	244	23.7	787	76.3		
教育、学習支援業	3,950	2,544	64.4	1,406	35.6		1,546	1,037	67.1	509	32.9	2,404	1,507	62.7	897	37.3		
医療、福祉	11,265	7,648	67.9	3,617	32.1		2,990	2,261	75.6	729	24.4	8,275	5,387	65.1	2,888	34.9		
複合サービス事業	532	383	72.0	149	28.0		325	257	79.1	68	20.9	207	126	60.9	81	39.1		
サービス業(他に分類されないもの)	4,149	1,548	37.3	2,601	62.7		2,351	1,134	48.2	1,217	51.8	1,798	414	23.0	1,384	77.0		

3 新規学卒者の求人状況

(1) 新規学卒者の採用充足状況

令和7年度の新規学卒者(令和7年3月卒業)の採用充足率は、高校卒 36.8%、大学卒 63.3%となっている。規模別にみると、高校卒の中小企業では 32.6%、大企業では 60.9%、大学卒の中小企業では 55.4%、大企業では 78.3%であった。(第9表)

第9表 新規学卒者の採用充足状況

単位:事業所、人、%

区分	高校卒				大学卒				その他			
	採用活動を行った事業所数	求人数 (採用予定 人数)	充足数 (採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数 (採用予定 人数)	充足数 (採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数 (採用予定 人数)	充足数 (採用数)	充足率
規模計	232	617	227	36.8	213	586	371	63.3	193	326	240	73.6
中小企業	204	525	171	32.6	172	383	212	55.4	168	280	188	67.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	59	171	36	21.1	34	77	18	23.4	35	63	18	28.6
製造業	58	176	86	48.9	33	97	49	50.5	16	24	15	62.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1	X	X	X	1	X	X	X	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	3	5	2	40.0	2	X	X	X
運輸業、郵便業	5	13	3	23.1	2	X	X	X	1	X	X	X
卸売業、小売業	26	68	19	27.9	25	46	21	45.7	23	41	33	80.5
金融業、保険業	1	X	X	X	8	22	21	95.5	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	3	3	1	33.3	2	X	X	X	1	X	X	X
学術研究、専門・技術サービス業	8	13	1	7.7	8	18	6	33.3	7	15	3	20.0
宿泊業、飲食サービス業	5	13	7	53.8	2	X	X	X	5	7	8	114.3
生活関連サービス業、娯楽業	4	7	6	85.7	—	—	—	—	3	3	3	100.0
教育、学習支援業	1	X	X	X	6	27	24	88.9	12	27	30	111.1
医療、福祉	20	32	6	18.8	43	72	59	81.9	59	84	69	82.1
複合サービス事業	2	X	X	X	—	—	—	—	1	X	X	X
サービス業(他に分類されないもの)	11	23	3	13.0	5	10	8	80.0	3	3	2	66.7
大企業	28	92	56	60.9	41	203	159	78.3	25	46	52	113.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1	X	X	X	2	X	X	X	—	—	—	—
製造業	7	44	31	70.5	4	11	13	118.2	3	4	5	125.0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	1	X	X	X	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	3	14	2	14.3	2	X	X	X
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	7	17	5	29.4	6	37	35	94.6	5	5	3	60.0
金融業、保険業	1	X	X	X	5	14	18	128.6	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	X	X	X	4	54	39	72.2	2	X	X	X
宿泊業、飲食サービス業	1	X	X	X	1	X	X	X	1	X	X	X
生活関連サービス業、娯楽業	1	X	X	X	2	X	X	X	1	X	X	X
教育、学習支援業	—	—	—	—	2	X	X	X	2	X	X	X
医療、福祉	5	4	4	100.0	6	19	22	115.8	5	13	10	76.9
複合サービス事業	1	X	X	X	2	X	X	X	2	X	X	X
サービス業(他に分類されないもの)	2	X	X	X	3	11	3	27.3	2	X	X	X

(2) 求人活動で利用した媒体

求人活動で利用した媒体は、職業安定所(ハローワーク)が 70.2%と最も多かった。(第10表)

第10表 求人活動で利用した媒体

単位:事業所、()内:%

	求人活動を行った事業所数	職業安定所(ハローワーク)	ハローワークインターネットサービス	民間職業紹介所(学校を除く)	学校(専修学校等も含む)	広告(求人情報誌・インターネット等も含む)	その他
規模計	583	409 (70.2)	323 (55.4)	102 (17.5)	279 (47.9)	236 (40.5)	59 (10.1)
中小企業	499	355 (71.1)	284 (56.9)	85 (17.0)	223 (44.7)	191 (38.3)	48 (9.6)
大企業	84	54 (64.3)	39 (46.4)	17 (20.2)	56 (66.7)	45 (53.6)	11 (13.1)

※複数回答

4 初任給

令和7年度の確定初任給は、高校卒事務・技術 192,881 円、高校卒生産 191,775 円、専門学校卒事務・技術 195,920 円、専門学校卒生産 202,043 円、短大・高専卒事務・技術 189,826 円、短大・高専卒生産 207,578 円、大学卒事務・技術 245,911 円、大学卒生産 230,120 円、大学院卒事務・技術 282,806 円となっている。

また、短大・高専卒(35人)のうち県外短大・高専卒は1人(2.9%)、大学卒(330人)のうち県外大学卒は124人(37.6%)、大学院卒(25人)のうち県外大学院卒は15人(60.0%)であった。(第11表)

第11表 初任給

単位:円、人

区 分	高 校 卒				専 門 学 校 卒				短 大 ・ 高 専 卒					
	事務・技術	人数	生産	人数	事務・技術	人数	生産	人数	事務・技術	人数	県外	生産	人数	県外
規 模 計	192,881	79	191,775	145	195,920	156	202,043	36	189,826	30	1	207,578	5	0
対前年増減率(%)	3.9%		1.4%		6.6%		5.9%		-0.4%			11.2%		
中 小 企 業	192,074	56	189,552	115	195,518	129	182,929	16	186,579	24	1	195,400	3	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	202,154	20	216,041	15	205,062	12	-	-	X	1	-	-	-	-
製 造 業	188,556	9	188,731	77	191,467	3	190,480	7	-	-	-	X	2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	130,800	5	-	-	X	1	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	222,987	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	205,133	6	164,592	13	174,852	21	174,120	5	X	2	-	X	1	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	X	1	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	2	-	-	189,000	3	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	167,125	4	171,000	3	183,429	7	X	1	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	X	2	171,300	3	195,243	4	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	211,284	22	-	-	182,775	8	1	-	-	-
医療、福祉	174,092	5	-	-	203,065	50	183,967	3	189,308	12	-	-	-	-
複合サービス事業	X	2	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	177,500	5	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	194,848	23	200,296	30	197,839	27	217,334	20	202,813	6	-	X	2	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	X	2	-	-	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-
製 造 業	X	1	200,478	29	-	-	198,624	3	-	-	-	X	2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	214,000	7	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	X	2	-	-	X	2	-	-	-	-
卸売業、小売業	X	2	X	1	X	1	X	1	X	1	-	-	-	-
金融業、保険業	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	2	-	-	-	-	220,000	15	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	170,500	3	-	-	176,300	5	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	195,600	3	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	X	2	-	-	-	-
医療、福祉	193,050	4	-	-	203,900	9	-	-	X	1	-	-	-	-
複合サービス事業	X	1	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	190,267	3	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-

単位:円、人

区 分	大 学 卒						大 学 院 卒					
	事務・技術	人数		生産	人数		事務・技術	人数		生産	人数	
		人数	県外		人数	県外		人数	県外			
規 模 計	245,911	273	89	230,120	57	35	282,806	24	15	X	1	0
対前年増減率(%)	16.8%			9.9%			17.5%			-		
中 小 企 業	253,922	178	54	201,734	14	3	331,550	7	1	X	1	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	215,119	18	10	-	-	-	X	2	-	-	-	-
製造業	226,333	35	18	203,182	9	3	198,463	4	-	X	1	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	X	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	236,485	20	4	X	1	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	225,583	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	2	-	-	-	-	X	1	1	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	226,272	24	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	314,289	58	16	190,878	3	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	216,143	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	230,902	95	35	239,361	43	32	262,735	17	14	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	244,000	15	6	X	1	-	-	-	-	-	-	-
製造業	256,348	11	7	X	2	1	X	2	2	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	X	2	1	X	1	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	X	2	1	-	-	-	X	1	1	-	-	-
運輸業、郵便業	204,260	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	245,521	22	12	X	1	-	252,000	12	9	-	-	-
金融業、保険業	237,850	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	1	1	240,000	38	31	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	189,000	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	X	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	X	2	1	-	-	-	X	1	1	-	-	-
医療、福祉	204,842	19	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	X	2	1	-	-	-	X	1	1	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	226,567	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5 労働時間制度

(1) 日・週所定労働時間

1日の所定労働時間の平均は7時間 43分、1週の所定労働時間の平均は38時間 27分となっている。規模別に見ると、中小企業は1日あたり7時間 42分、1週あたり38時間 26分、大企業は1日あたり7時間 47分、1週あたり38時間 32分となっている。

また、産業別にみると、1日あたりでは「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」、1週あたりでは「生活関連サービス業、娯楽業」が最も長い。(第12表)

第12表 日所定・週所定労働時間

区 分	規模計		中小企業		大企業	
	日所定	週所定	日所定	週所定	日所定	週所定
	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分
産業計	7:43	38:27	7:42	38:26	7:47	38:32
鉱業、採石業、砂利採取業	7:32	37:42	X	X	X	X
建設業	7:43	38:58	7:43	38:56	7:55	39:37
製造業	7:47	39:09	7:48	39:12	7:43	38:03
電気・ガス・熱供給・水道業	7:38	37:26	7:37	36:59	7:40	38:20
情報通信業	7:49	39:13	7:54	39:45	7:35	37:55
運輸業、郵便業	7:46	39:04	7:46	39:01	7:54	39:38
卸売業、小売業	7:28	36:48	7:23	36:22	7:45	38:21
金融業、保険業	7:30	37:30	7:32	37:44	7:27	37:15
不動産業、物品賃貸業	7:43	39:03	7:42	39:00	8:00	40:00
学術研究、専門・技術サービス業	7:47	38:01	7:48	37:51	7:45	38:33
宿泊業、飲食サービス業	7:38	38:26	7:33	38:14	7:57	39:17
生活関連サービス業、娯楽業	7:47	39:18	7:46	39:27	7:51	38:43
教育、学習支援業	7:50	39:02	7:53	39:18	7:40	38:20
医療、福祉	7:50	38:30	7:48	38:33	8:11	38:01
複合サービス事業	7:50	39:10	8:00	40:00	7:46	38:53
サービス業(他に分類されないもの)	7:43	39:08	7:46	39:04	7:26	39:29

(2) 1日の所定労働時間

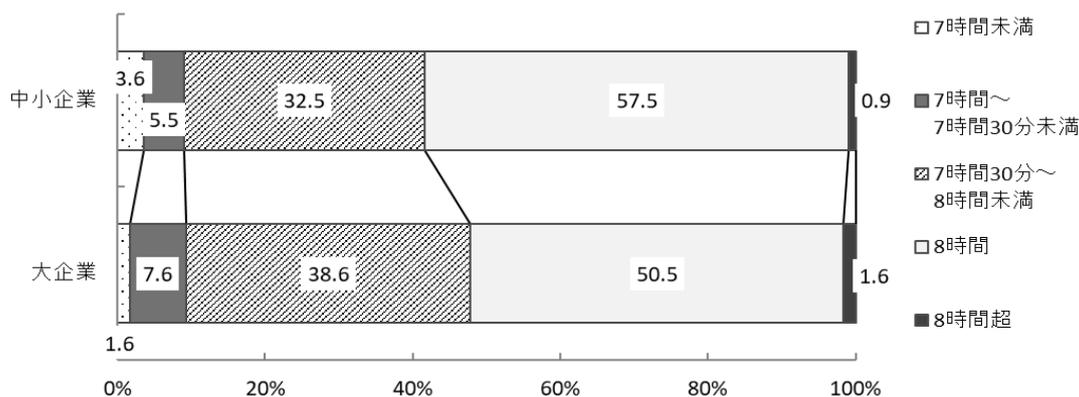
1日の所定労働時間別の事業所の割合をみると、8時間の事業所が56.5%と最も高くなっている。(第13表)

第13表 1日の所定労働時間

単位: %、()は前年の数値

区 分	平均所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合					
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01
		5	5	5	5	5	5
規模計	7:43 (7:46)	2.8	0.5	5.8	33.4	56.5	1.0
中小企業計	7:42 (7:46)	3.1	0.5	5.5	32.5	57.5	0.9
鉱業、採石業、砂利採取業	X						
建設業	7:43		0.6	10.0	41.8	47.6	
製造業	7:48	0.9	0.5	3.8	39.8	52.6	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	7:37			25.0	50.0	25.0	
情報通信業	7:54				18.2	81.8	
運輸業、郵便業	7:46	2.9		2.9	33.8	58.8	1.5
卸売業、小売業	7:23	11.3	1.6	5.4	30.1	51.6	
金融業、保険業	7:32			8.3	83.3	8.3	
不動産業、物品賃貸業	7:42	5.9		5.9	11.8	76.5	
学術研究、専門・技術サービス業	7:48			6.7	36.7	56.7	
宿泊業、飲食サービス業	7:33	7.5		15.1	22.6	54.7	
生活関連サービス業、娯楽業	7:46			11.1	37.0	51.9	
教育、学習支援業	7:53			2.5	27.5	67.5	2.5
医療、福祉	7:48	2.1		0.5	16.6	79.1	1.6
複合サービス事業	8:00					100.0	
サービス業(他に分類されないもの)	7:46			6.5	41.9	51.6	
大企業計	7:47 (7:47)	1.1	0.5	7.6	38.6	50.5	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	X						
建設業	7:55				20.0	80.0	
製造業	7:43			11.1	77.8	11.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	7:40						
情報通信業	7:35			25.0	50.0	25.0	
運輸業、郵便業	7:54				28.6	71.4	
卸売業、小売業	7:45		1.9	9.4	39.6	49.1	
金融業、保険業	7:27	10.0		40.0	10.0	40.0	
不動産業、物品賃貸業	8:00					100.0	
学術研究、専門・技術サービス業	7:45			22.2	33.3	44.4	
宿泊業、飲食サービス業	7:57				8.3	91.7	
生活関連サービス業、娯楽業	7:51				50.0	50.0	
教育、学習支援業	7:40			6.7	66.7	26.7	
医療、福祉	8:11				30.4	60.9	8.7
複合サービス事業	7:46				55.6	44.4	
サービス業(他に分類されないもの)	7:26	7.7			30.8	53.8	7.7

第1図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

週所定労働時間別の事業所の割合をみると、40 時間の事業所が 54.6%と最も高くなっている。(第 14 表、第2図)

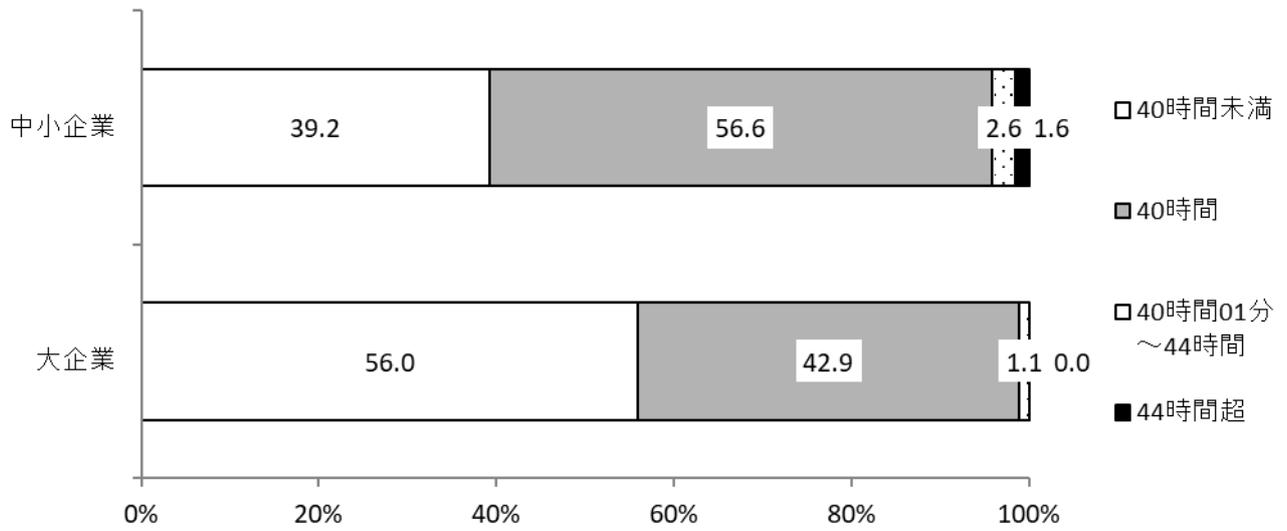
週所定労働時間の平均を労働組合の有無別にみると、大企業においては労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第 15 表)

第 14 表 週所定労働時間

単位: %、()は前年の数値

区 分	平均所定 労働時間	週 所 定 労 働 時 間 別 事 業 所 割 合						
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59
		37:59	39:59	40:00	41:59	43:59	44:00	45:59
産 業 計	38:27 (38:49)	24.3	17.4	54.6	1.8	0.3	0.2	1.4
中小企業計	38:26 (38:50)	23.2	16.0	56.6	2.0	0.4	0.3	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	X							
建設業	38:56	33.7	15.7	45.2	2.4	0.6		2.4
製造業	39:12	18.3	21.6	52.4	4.8			2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	36:59	75.0		25.0				
情報通信業	39:45	10.0		90.0				
運輸業、郵便業	39:01	12.1	16.7	65.2	4.5		1.5	
卸売業、小売業	36:22	34.4	14.8	47.0	1.1	0.5	0.5	1.6
金融業、保険業	37:44	83.3	8.3	8.3				
不動産業、物品賃貸業	39:00	11.8	5.9	70.6	5.9	5.9		
学術研究、専門・技術サービス業	37:51	26.7	20.0	53.3				
宿泊業、飲食サービス業	38:14	18.9	15.1	66.0				
生活関連サービス業、娯楽業	39:27	12.5	25.0	58.3		4.2		
教育、学習支援業	39:18	17.5	15.0	67.5				
医療、福祉	38:33	13.4	9.6	74.9	0.5		0.5	1.1
複合サービス事業	40:00			100.0				
サービス業(他に分類されないもの)	39:04	19.4	25.8	51.6				3.2
大企業計	38:32 (38:44)	31.0	25.0	42.9	1.1			
鉱業、採石業、砂利採取業	X							
建設業	39:37	10.0	10.0	80.0				
製造業	38:03	55.6	22.2	11.1	11.1			
電気・ガス・熱供給・水道業	38:20		100.0					
情報通信業	37:55	50.0	25.0	25.0				
運輸業、郵便業	39:38	14.3		85.7				
卸売業、小売業	38:21	35.8	34.0	30.2				
金融業、保険業	37:15	60.0		40.0				
不動産業、物品賃貸業	40:00			100.0				
学術研究、専門・技術サービス業	38:33	22.2	44.4	33.3				
宿泊業、飲食サービス業	39:17	8.3	25.0	66.7				
生活関連サービス業、娯楽業	38:43	16.7	66.7	16.7				
教育、学習支援業	38:20	53.3	20.0	26.7				
医療、福祉	38:01	26.1	8.7	60.9	4.3			
複合サービス事業	38:53	33.3	22.2	44.4				
サービス業(他に分類されないもの)	39:29	7.7	30.8	61.5				

第2図 週所定労働時間別事業所割合



第15表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中小企業		大 企 業	
	労組有	労組無	労組有	労組無
産 業 計	38時間33分	38時間28分	38時間24分	38時間44分

(4) 変形労働時間制の採用状況

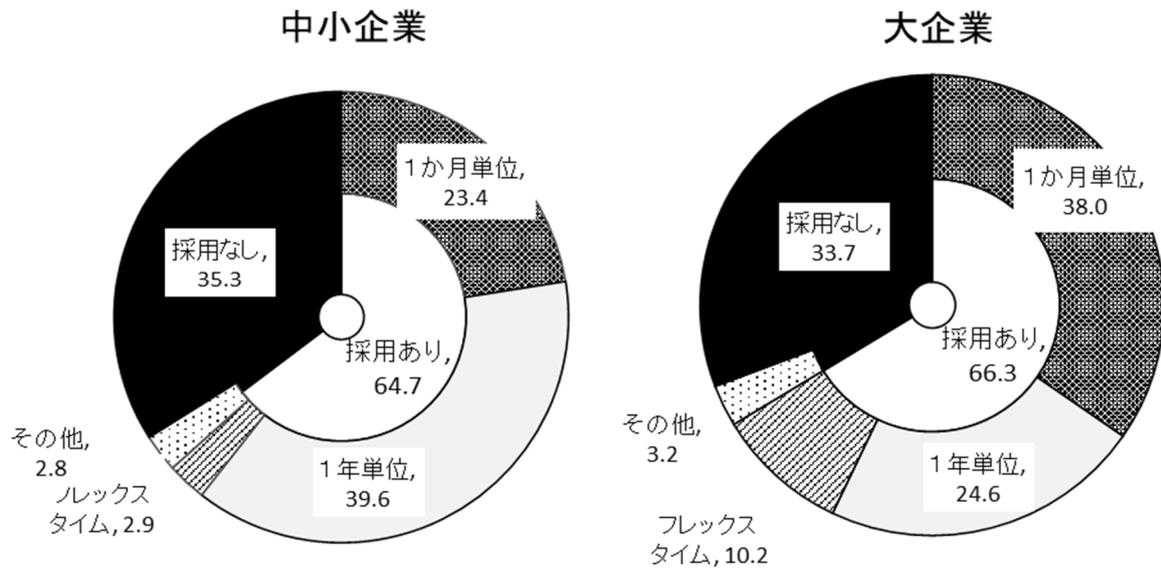
変形労働時間制を採用している事業所の割合は 64.9%で、規模別にみると、中小企業は 64.7%、大企業は 66.3%となっている。また、全体の 37.4%が「1年単位の変形労働時間制」を採用している。(第16表、第3図)

第16表 変形労働時間制の形態別事業所

区 分	事業所計	変形労働時間制あり					変形労働時間制なし
		1ヶ月単位	1年単位	フレックスタイム	その他		
			%	%	%	%	
産 業 計	100.0	64.9	25.5	37.4	4.0	2.9	35.1
中小企業計	100.0	64.7	23.4	39.6	2.9	2.8	35.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0				
建設業	100.0	48.3	6.4	41.9	1.7		51.7
製造業	100.0	65.3	7.0	58.2	2.3	0.5	34.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.0	25.0	75.0			25.0
情報通信業	100.0	36.4	18.2	27.3	9.1		63.6
運輸業、郵便業	100.0	73.5	38.2	45.6	1.5	2.9	26.5
卸売業、小売業	100.0	69.3	19.0	42.3	4.2	8.5	30.7
金融業、保険業	100.0	50.0	33.3	8.3	8.3		50.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	58.8	35.3	29.4			41.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.7	9.7	19.4	9.7		61.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	79.6	37.0	24.1	3.7	20.4	20.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	81.5	44.4	37.0	3.7		18.5
教育、学習支援業	100.0	77.5	27.5	50.0			22.5
医療、福祉	100.0	69.8	51.6	19.8	2.6	0.5	30.2
複合サービス事業	100.0	33.3	33.3				66.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	62.5	14.1	45.3	3.1		37.5
大企業計	100.0	66.3	38.0	24.6	10.2	3.2	33.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0			100.0		
建設業	100.0	40.0	30.0	20.0	10.0		60.0
製造業	100.0	55.6	11.1	33.3	11.1		44.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0				
情報通信業	100.0						100.0
運輸業、郵便業	100.0	42.9		42.9			57.1
卸売業、小売業	100.0	78.6	51.8	23.2	14.3	1.8	21.4
金融業、保険業	100.0	10.0	10.0		10.0		90.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	100.0				
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	66.7	22.2	22.2	33.3		33.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	83.3	41.7	16.7		33.3	16.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	100.0	33.3	83.3			
教育、学習支援業	100.0	60.0		60.0			40.0
医療、福祉	100.0	65.2	65.2				34.8
複合サービス事業	100.0	66.7	33.3	33.3	44.4		33.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	84.6	53.8	30.8		7.7	15.4

注: 複数の変形労働時間制を採用している事業所があるため、内訳の合計と「変形労働時間制あり」の合計は必ずしも一致しない。

第3図 変形労働時間制の採用状況



注：複数の変形労働時間制を採用している事業所があるため、内訳の合計と「変形労働時間制あり」の合計は必ずしも一致しない。

(5) 週休制の概況

何らかの週休2日制を採用している事業所の割合は86.5%となっている。

対象事業所全体の37.2%が「完全週休2日制」を採用しているが、規模別、産業別でみると「完全週休2日制」の採用率に大きく差がある。(第17表、第4図)

何らかの週休2日制の適用を受ける労働者は、全労働者の84.3%となっている。また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の34.3%となっている。(第18表)

労働組合の有無別にみると、完全週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合の有る事業所で37.5%、無い事業所で35.3%、大企業では労働組合の有る事業所で45.8%、無い事業所で46.2%となっている。(第19表)

第17表 週休制の形態別事業所割合(産業別)

単位: %

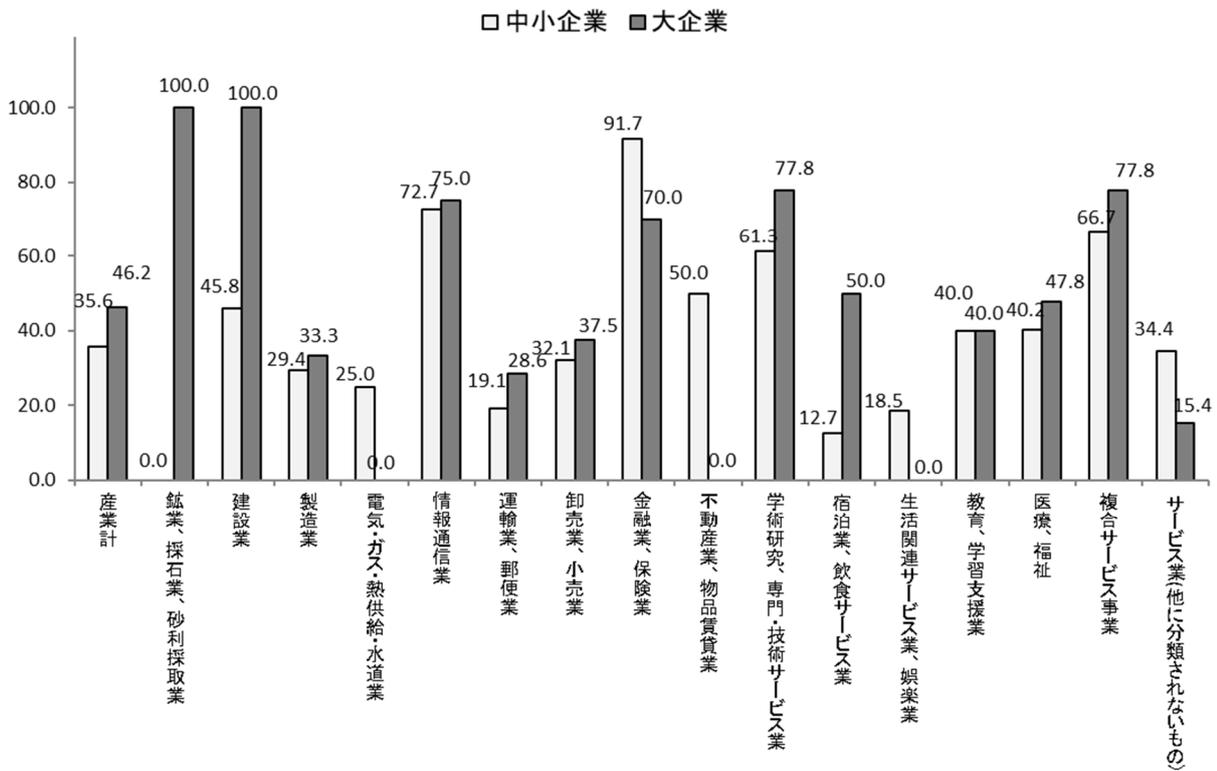
区 分	事業所計	何らかの週休制				その他
		週休1日制 1日半制	月1~3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制 より多い	
規 模 計	100.0	4.2	33.2	37.2	16.1	9.4
中小企業計	100.0	4.7	35.3	35.6	14.9	9.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	100.0	3.0	38.1	45.8	10.1	3.0
製造業	100.0	1.4	45.0	29.4	15.2	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		50.0	25.0	25.0	
情報通信業	100.0		18.2	72.7	9.1	
運輸業、郵便業	100.0	10.3	54.4	19.1	11.8	4.4
卸売業、小売業	100.0	8.9	34.7	32.1	14.7	9.5
金融業、保険業	100.0		8.3	91.7		
不動産業、物品賃貸業	100.0		25.0	50.0	12.5	12.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	3.2	12.9	61.3	16.1	6.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	14.5	36.4	12.7	9.1	27.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0		44.4	18.5	11.1	25.9
教育、学習支援業	100.0	2.5	30.0	40.0	17.5	10.0
医療、福祉	100.0	2.1	19.0	40.2	25.4	13.2
複合サービス事業	100.0		33.3	66.7		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.2	44.3	34.4	8.2	4.9
大企業計	100.0	1.1	21.0	46.2	23.1	8.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0			100.0		
建設業	100.0			100.0		
製造業	100.0		11.1	33.3	44.4	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		100.0			
情報通信業	100.0			75.0	25.0	
運輸業、郵便業	100.0		14.3	28.6	57.1	
卸売業、小売業	100.0	1.8	26.8	37.5	28.6	5.4
金融業、保険業	100.0			70.0	30.0	
不動産業、物品賃貸業	100.0					100.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0			77.8	22.2	
宿泊業、飲食サービス業	100.0		16.7	50.0	33.3	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0		40.0		40.0	20.0
教育、学習支援業	100.0		46.7	40.0	13.3	
医療、福祉	100.0		21.7	47.8	8.7	21.7
複合サービス事業	100.0		11.1	77.8		11.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.7	23.1	15.4	23.1	30.8

第 18 表 週休制の形態別適用労働者の割合

単位:%

区分	合計	何らかの週休制				その他	
		週休1日制 1日半制	月1~3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より多い		
適用労働者	規模計	100.0	2.5	25.5	34.3	24.5	13.2
	中小企業	100.0	3.4	31.4	33.5	17.8	13.9
	大企業	100.0	0.3	10.3	36.1	41.7	11.6

第4図 完全週休2日制の規模別採用事業所割合



第 19 表 労働組合の有無別週休制の採用状況(事業所割合)

単位:%

区分	合計	何らかの週休制				その他	
		週休1日制 1日半制	月1~3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より多い		
中小企業	労組有	100.0	6.6	28.7	37.5	16.2	11.0
	労組無	100.0	4.3	36.2	35.3	14.8	9.4
大企業	労組有	100.0	0.8	20.3	45.8	26.3	6.8
	労組無	100.0	1.5	23.1	46.2	18.5	10.8

(6) 勤務間インターバル制度の概況

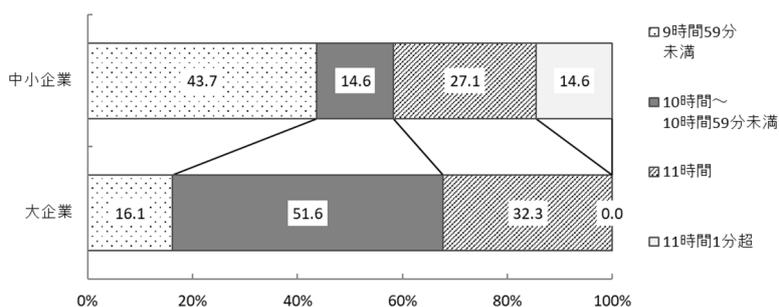
勤務間インターバル制度を導入している事業所の割合は6.2%で、規模別にみると、中小企業は4.5%、大企業は16.6%となっている。(第20表)

第20表 勤務間インターバル制度導入状況別事業所割合(産業別)

単位:%

区 分	事業所計	導入済	導入予定 (検討中)	導入予定 (検討) なし
規 模 計	100.0	6.2	9.6	84.2
中小企業計	100.0	4.5	9.5	86.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0		100.0	
建設業	100.0	3.5	12.8	83.7
製造業	100.0	4.7	9.4	85.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		50.0	50.0
情報通信業	100.0		18.2	81.8
運輸業、郵便業	100.0	10.3	7.4	82.4
卸売業、小売業	100.0	4.7	13.6	81.7
金融業、保険業	100.0	16.7	16.7	66.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	5.9	5.9	88.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0		12.9	87.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	5.6	5.6	88.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	11.1	7.4	81.5
教育、学習支援業	100.0	2.5		97.5
医療、福祉	100.0	2.1	4.7	93.3
複合サービス事業	100.0		33.3	66.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.7	7.8	87.5
大企業計	100.0	16.6	10.2	73.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0			100.0
建設業	100.0	10.0	20.0	70.0
製造業	100.0	22.2		77.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0			100.0
情報通信業	100.0			100.0
運輸業、郵便業	100.0	42.9	28.6	28.6
卸売業、小売業	100.0	30.4	7.1	62.5
金融業、保険業	100.0	10.0	50.0	40.0
不動産業、物品賃貸業	100.0			100.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0			100.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3		66.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0			100.0
教育、学習支援業	100.0		6.7	93.3
医療、福祉	100.0	4.3	13.0	82.6
複合サービス事業	100.0	11.1		88.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.7	15.4	76.9

第5図 勤務間インターバル制度導入事業所における平均間隔時間



6 年間休日数

平均年間休日数は、113.9 日となっており、規模別にみると、中小企業が 112.9 日、大企業が 119.8 日で、大企業の方が 6.9 日多くなっている。

産業別にみると、休日が最も多いのは中小企業が「情報通信業」で 122.2 日、大企業が「サービス業(他に分類されないもの)」で 132.6 日となっている。(第 21 表)

第 21 表 年間休日数

単位：日、事業所

区 分	規 模 計		中小企業		大企業	
	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数
産業計	113.9	1,283	112.9	1,098	119.8	185
鉱業、採石業、砂利採取業	X	2	X	1	X	1
建設業	114.4	182	113.8	172	124.3	10
製造業	113.6	223	113.4	214	119.8	9
電気・ガス・熱供給・水道業	121.2	6	121.3	4	X	2
情報通信業	123.0	15	122.2	11	125.3	4
運輸業、郵便業	107.0	75	106.1	68	114.9	7
卸売業、小売業	112.0	243	110.3	190	118.2	53
金融業、保険業	122.1	22	120.9	12	123.6	10
不動産業、物品賃貸業	113.4	18	113.1	17	X	1
学術研究、専門・技術サービス業	120.1	40	119.1	31	123.6	9
宿泊業、飲食サービス業	105.7	65	104.8	53	109.8	12
生活関連サービス業、娯楽業	107.8	33	107.9	27	107.5	6
教育、学習支援業	117.6	55	116.6	40	120.2	15
医療、福祉	116.8	216	116.5	192	119.1	24
複合サービス事業	112.4	12	87.7	3	120.7	9
サービス業(他に分類されないもの)	116.9	76	113.6	63	132.6	13

7 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇取得状況の概況

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)の平均は、全体で18.2日となっている。また、取得日数は11.3日で、取得率は62.1%となっている。取得率を産業別にみると「複合サービス事業」が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が最も低くなっている。(第22表)

労働組合の有無別にみると、年次有給休暇の付与日数は、労働組合の有る事業所では中小企業が22.7日、大企業が19.0日となっており、いずれも労働組合の無い事業所より多くなっている。(第23表)

第22表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与 日数	取得 日数	取得率	付与 日数	取得 日数	取得率	付与 日数	取得 日数	取得率
産 業 計	18.2	11.3	62.1	18.1	11.0	60.8	18.3	12.5	68.3
鉱業、採石業、砂利採取業	18.0	13.0	72.2	17.4	8.6	49.3	18.6	17.4	93.6
建 設 業	17.8	11.6	65.2	17.7	11.5	64.9	18.5	12.5	67.6
製 造 業	21.5	13.4	62.5	22.0	12.5	56.8	19.5	16.8	86.0
電気・ガス・熱供給・水道業	18.8	14.5	77.3	17.7	16.2	91.7	19.1	13.9	73.1
情報通信業	19.0	12.4	65.6	18.8	11.8	62.9	19.1	12.9	67.5
運輸業、郵便業	16.9	9.6	56.7	16.8	9.2	55.0	17.9	12.8	71.5
卸売業、小売業	17.2	10.1	58.6	17.1	10.1	59.0	17.8	10.2	57.0
金融業、保険業	18.9	14.0	73.8	19.1	13.4	70.5	18.8	14.5	77.4
不動産業、物品賃貸業	15.7	8.6	54.9	15.7	8.5	54.1	15.7	12.7	80.9
学術研究、専門・技術サービス業	17.2	10.4	60.2	16.8	10.5	62.6	17.5	10.3	58.6
宿泊業、飲食サービス業	14.8	8.1	54.7	15.0	9.1	60.5	13.9	4.5	32.1
生活関連サービス業、娯楽業	15.3	9.5	62.2	14.6	8.7	59.8	17.6	12.1	68.8
教育、学習支援業	17.7	10.9	61.4	17.6	10.8	61.5	18.0	11.0	61.1
医療、福祉	16.2	10.2	63.1	16.1	10.3	64.4	17.1	9.7	56.8
複合サービス事業	19.0	15.5	81.4	17.9	15.1	84.4	19.3	15.6	80.8
サービス業(他に分類されないもの)	16.6	10.2	61.7	15.6	9.8	63.1	18.4	11.0	59.6

第23表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	付与日数	取得日数	取 得 率
	日	日	%
規模計	18.2	11.3	62.1
労組有	20.9	12.3	58.9
労組無	16.9	10.8	63.9
中小企業	18.2	11.0	60.4
労組有	22.7	11.1	48.9
労組無	16.9	10.9	64.5
大企業	18.3	12.5	68.3
労組有	19.0	13.6	71.6
労組無	16.6	10.0	60.2

注:労働組合の有無について未回答の事業所があるため、本表の合計は必ずしも第22表の合計と一致しない。

(2) 年次有給休暇取得促進等に向けた制度の導入状況

年次有給休暇の取得促進等に向けて導入している制度の割合は、半日単位で取得できる制度で77.6%、時間単位で取得できる制度で43.9%、計画的に付与する制度で40.0%となっている。(第24表)

第24表 年次有給休暇取得促進等に向けた制度の導入状況

単位:%

区 分	半日単位	時間単位	計画的に付与	その他
規 模 計	77.6	43.9	40.0	1.7
中小企業	76.9	43.7	39.3	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-
建設業	80.9	37.6	48.0	2.9
製造業	79.8	38.5	37.2	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	75.0	50.0	-	-
情報通信業	81.8	54.5	27.3	-
運輸業、郵便業	72.1	19.1	33.8	1.5
卸売業、小売業	70.3	32.8	43.2	1.0
金融業、保険業	83.3	83.3	75.0	-
不動産業、物品賃貸業	76.5	47.1	29.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	74.2	54.8	41.9	-
宿泊業、飲食サービス業	57.9	15.8	29.8	3.5
生活関連サービス業、娯楽業	81.5	33.3	40.7	-
教育、学習支援業	72.5	75.0	27.5	-
医療、福祉	82.5	73.2	39.7	1.0
複合サービス事業	100.0	66.7	66.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	79.7	40.6	29.7	-
大企業	82.0	45.0	43.9	3.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	100.0	60.0	50.0	10.0
製造業	100.0	22.2	22.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	50.0	-
情報通信業	75.0	-	50.0	-
運輸業、郵便業	42.9	14.3	28.6	14.3
卸売業、小売業	78.6	25.0	64.3	1.8
金融業、保険業	80.0	40.0	60.0	20.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	66.7	11.1	11.1
宿泊業、飲食サービス業	61.5	15.4	15.4	-
生活関連サービス業、娯楽業	66.7	33.3	33.3	-
教育、学習支援業	100.0	86.7	13.3	-
医療、福祉	91.7	70.8	41.7	-
複合サービス事業	77.8	77.8	66.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	76.9	69.2	46.2	-

8 特別休暇制度

特別休暇制度を導入している事業所は 94.9%で、うち夏季休暇が 37.2%、病気休暇が 32.7%、リフレッシュ休暇が 11.1%、ボランティア休暇が 9.5%、教育訓練休暇が 4.5%、骨髄ドナー休暇が 5.4%、慶弔休暇が 88.9%、記念日休暇が 6.0%となっている。(第 25 表)

第 25 表 特別休暇制度の導入状況

単位:%

区 分	特別休暇制度を導入している事業所	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)	骨髄ドナー休暇	慶弔休暇 (結婚、妻の 出産、忌引)	記念日(誕生日、結婚記念日など)休暇	その他
規 模 計	94.9	37.2	32.7	11.1	9.5	4.5	5.4	88.9	6.0	18.6
中小企業	94.3	37.9	31.6	9.2	6.4	4.2	4.1	88.8	5.1	17.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0
建設業	96.0	57.8	26.6	5.8	4.6	6.4	2.9	82.7	2.9	15.6
製造業	95.4	40.4	20.6	4.6	1.4	2.3	0.5	92.2	6.4	14.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	25.0	50.0	-	25.0	-	-	75.0	-	25.0
情報通信業	90.9	72.7	18.2	-	-	-	-	90.9	-	18.2
運輸業、郵便業	98.5	38.2	36.8	13.2	13.2	4.4	10.3	92.6	1.5	11.8
卸売業、小売業	85.4	31.3	26.0	8.3	1.6	2.6	1.0	81.8	8.3	13.0
金融業、保険業	100.0	33.3	25.0	25.0	33.3	8.3	8.3	100.0	16.7	50.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	47.1	17.6	5.9	-	5.9	-	100.0	5.9	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	64.5	35.5	12.9	16.1	9.7	3.2	93.5	6.5	22.6
宿泊業、飲食サービス業	82.5	10.5	33.3	1.8	1.8	-	-	80.7	3.5	5.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.7	22.2	14.8	22.2	3.7	14.8	88.9	-	22.2
教育、学習支援業	100.0	60.0	47.5	12.5	5.0	2.5	5.0	95.0	5.0	22.5
医療、福祉	98.5	25.3	48.5	17.5	12.9	6.7	10.3	95.4	5.2	28.4
複合サービス事業	100.0	66.7	66.7	-	33.3	33.3	33.3	100.0	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	95.3	39.1	37.5	7.8	4.7	3.1	3.1	87.5	3.1	14.1
大企業	98.4	32.8	39.2	22.2	27.5	6.3	12.7	89.4	11.1	27.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	73.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	100.0
建設業	100.0	60.0	50.0	40.0	20.0	-	10.0	100.0	30.0	10.0
製造業	100.0	33.3	44.4	44.4	22.2	-	22.2	100.0	11.1	44.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	-
情報通信業	100.0	50.0	-	-	-	-	-	100.0	50.0	50.0
運輸業、郵便業	100.0	-	71.4	57.1	57.1	-	57.1	42.9	57.1	57.1
卸売業、小売業	96.4	28.6	21.4	12.5	26.8	3.6	7.1	92.9	7.1	8.9
金融業、保険業	100.0	40.0	70.0	70.0	60.0	20.0	20.0	60.0	30.0	50.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	55.6	66.7	44.4	33.3	-	33.3	88.9	-	44.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	7.7	7.7	7.7	-	-	-	92.3	7.7	15.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	-	33.3	-	50.0	-	-	100.0	-	-
教育、学習支援業	100.0	73.3	53.3	26.7	13.3	6.7	20.0	93.3	-	26.7
医療、福祉	100.0	20.8	41.7	12.5	20.8	12.5	12.5	91.7	-	54.2
複合サービス事業	100.0	66.7	66.7	11.1	66.7	22.2	22.2	88.9	-	22.2
サービス業(他に分類されないもの)	92.3	23.1	38.5	15.4	7.7	-	-	92.3	23.1	23.1

注1 「夏季休暇」とは、一般的に7月～9月の夏季の期間に与えられる休暇(休日を含む)をいう。

注2 「病気休暇」とは、本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいう。

注3 「リフレッシュ休暇」とは、労働者の勤続年数の節目に(10年、20年等)、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。

注4 「ボランティア休暇」とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇をいう。

注5 「教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)」とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために、取得できる休暇をいう。

注6 「骨髄ドナー休暇」とは、骨髄バンクを介した骨髄等提供のために入院をしたり、骨髄バンクにドナー登録を申し出るために必要な検査を受ける場合に与えられる休暇をいう。

注7 「慶弔休暇」とは、自分自身や近親者の結婚・出産(慶事)、近親者の死亡などによる葬式(弔事・忌引)が行われる場合に、社員が取得できる休暇をいう。

注8 「記念日休暇」とは、誕生日や結婚記念日などに取得できる休暇をいう。

9 多様で柔軟な働き方の導入状況

(1) 多様で柔軟な働き方の導入事業所割合

多様で柔軟な働き方を可能とする制度の導入状況をみると、最も多く導入されている制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」で 85.1%、最も低い制度は「週休3日制」で 3.0%となっている。(第 26 表)

※ 「多様で柔軟な働き方」とは、「働く場所」「働く時間」「休日・休暇」が柔軟であり、それらを実現するために、社内での施策(制度や支援、補助)が多様にあることで、個人がそれぞれのライフスタイルに合った働き方を行うことをいう。

第 26 表 多様で柔軟な働き方の導入状況

単位:%

	1つ以上導入している	短時間勤務制度			フレックスタイム制度			始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ			年次有給休暇を半日/時間単位で取得		
		導入している	導入していない		導入している	導入していない		導入している	導入していない		導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない		今後導入予定がある	導入予定はない		今後導入予定がある	導入予定はない			
規模計	94.3	68.8	6.0	25.2	10.4	6.5	83.0	45.2	9.9	44.9	85.1	4.7	10.2
中小企業	93.9	65.1	6.9	28.0	8.5	6.8	84.8	42.0	10.3	47.7	85.2	4.3	10.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	100.0	-	-
建設業	91.2	40.2	7.7	52.1	6.0	8.4	85.6	30.4	13.7	56.0	85.4	5.3	9.4
製造業	94.9	63.0	8.1	28.9	7.2	7.2	85.6	32.9	10.6	56.5	90.2	5.6	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	33.3	33.3	33.3	100.0	-	-
情報通信業	90.9	54.5	-	45.5	18.2	-	81.8	36.4	9.1	54.5	81.8	9.1	9.1
運輸業、郵便業	89.7	53.7	9.0	37.3	7.6	7.6	84.8	46.3	14.9	38.8	75.0	7.4	17.6
卸売業、小売業	95.7	65.2	9.4	25.4	12.9	6.2	80.9	46.6	9.6	43.8	80.5	3.2	16.2
金融業、保険業	91.7	91.7	-	8.3	8.3	8.3	83.3	50.0	-	50.0	91.7	-	8.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	82.4	5.9	11.8	-	11.8	88.2	41.2	5.9	52.9	82.4	11.8	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	90.3	63.3	6.7	30.0	18.5	3.7	77.8	46.2	3.8	50.0	83.9	3.2	12.9
宿泊業、飲食サービス業	85.2	61.1	11.1	27.8	9.6	5.8	84.6	50.0	9.3	40.7	58.5	5.7	35.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	80.8	7.7	11.5	8.0	4.0	88.0	53.8	7.7	38.5	77.8	3.7	18.5
教育、学習支援業	100.0	79.5	2.6	17.9	7.7	5.1	87.2	52.5	-	47.5	92.5	2.5	5.0
医療、福祉	97.9	91.0	2.1	6.9	7.8	6.1	86.1	52.5	7.7	39.9	96.4	1.0	2.6
複合サービス事業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	100.0	66.7	-	33.3	100.0	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	85.9	54.7	7.8	37.5	6.3	7.9	85.7	34.9	19.0	46.0	77.8	6.3	15.9
大企業	96.8	89.4	1.1	9.6	21.5	5.4	73.1	63.3	7.4	29.3	84.6	6.9	8.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
建設業	100.0	80.0	-	20.0	30.0	-	70.0	60.0	30.0	10.0	100.0	-	-
製造業	88.9	66.7	-	33.3	33.3	11.1	55.6	33.3	22.2	44.4	88.9	-	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
情報通信業	100.0	100.0	-	-	75.0	-	25.0	50.0	-	50.0	100.0	-	-
運輸業、郵便業	71.4	71.4	-	28.6	-	-	100.0	14.3	-	85.7	-	14.3	85.7
卸売業、小売業	96.4	91.1	3.6	5.4	16.1	8.9	75.0	71.4	5.4	23.2	82.1	8.9	8.9
金融業、保険業	100.0	100.0	-	-	10.0	10.0	80.0	80.0	-	20.0	80.0	20.0	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	-	71.4	-	28.6	77.8	-	22.2	100.0	-	-
宿泊業、飲食サービス業	92.3	75.0	-	25.0	41.7	-	58.3	50.0	8.3	41.7	33.3	33.3	33.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	83.3	-	16.7	-	-	100.0	33.3	16.7	50.0	100.0	-	-
教育、学習支援業	100.0	93.3	-	6.7	13.3	6.7	80.0	80.0	6.7	13.3	100.0	-	-
医療、福祉	100.0	95.8	-	4.2	8.3	4.2	87.5	62.5	8.3	29.2	100.0	-	-
複合サービス事業	100.0	100.0	-	-	55.6	-	44.4	77.8	-	22.2	100.0	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	84.6	-	15.4	7.7	7.7	84.6	46.2	7.7	46.2	92.3	7.7	-

単位：%

	週休3日制			勤務地、職務、勤務時間を 限定した働き方			裁量労働制		
	導入 している	導入していない		導入 している	導入していない		導入 している	導入していない	
		今後導入 予定がある	導入予定は ない		今後導入 予定がある	導入予定は ない		今後導入 予定がある	導入予定は ない
規模計	3.0	2.9	94.1	29.9	4.7	65.4	3.8	3.3	92.9
中小企業	2.5	3.2	94.3	26.4	4.8	68.8	3.3	3.6	93.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
建設業	1.8	2.4	95.8	20.8	7.1	72.0	1.8	5.4	92.8
製造業	2.9	0.5	96.7	18.2	3.3	78.5	2.9	2.9	94.3
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
情報通信業	-	-	100.0	18.2	9.1	72.7	9.1	-	90.9
運輸業、郵便業	1.5	4.5	94.0	29.9	7.5	62.7	4.5	4.5	91.0
卸売業、小売業	2.8	2.3	94.9	26.6	5.1	68.4	6.8	3.4	89.8
金融業、保険業	-	-	100.0	25.0	-	75.0	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	100.0	23.5	-	76.5	-	5.9	94.1
学術研究、専門・技術サービス業	7.4	-	92.6	19.2	3.8	76.9	3.8	-	96.2
宿泊業、飲食サービス業	1.9	7.7	90.4	42.3	1.9	55.8	3.9	2.0	94.1
生活関連サービス業、娯楽業	-	12.0	88.0	30.8	3.8	65.4	-	4.0	96.0
教育、学習支援業	5.1	-	94.9	21.1	2.6	76.3	12.8	2.6	84.6
医療、福祉	2.8	7.9	89.3	41.9	5.6	52.5	1.1	3.4	95.5
複合サービス事業	-	-	100.0	33.3	-	66.7	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	1.6	1.6	96.8	15.6	4.7	79.7	-	6.3	93.7
大企業	5.9	1.1	93.0	49.7	3.7	46.5	6.5	1.6	91.9
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
建設業	-	-	100.0	50.0	-	50.0	-	-	100.0
製造業	-	-	100.0	33.3	-	66.7	-	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
情報通信業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
運輸業、郵便業	57.1	-	42.9	14.3	-	85.7	-	-	100.0
卸売業、小売業	1.8	-	98.2	50.0	8.9	41.1	9.1	1.8	89.1
金融業、保険業	10.0	10.0	80.0	80.0	-	20.0	10.0	-	90.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	100.0	57.1	14.3	28.6	42.9	-	57.1
宿泊業、飲食サービス業	-	-	100.0	76.9	-	23.1	8.3	-	91.7
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	100.0	66.7	-	33.3	-	-	100.0
教育、学習支援業	-	-	100.0	60.0	-	40.0	6.7	6.7	86.7
医療、福祉	12.5	4.2	83.3	41.7	4.2	54.2	4.2	4.2	91.7
複合サービス事業	-	-	100.0	33.3	-	66.7	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	7.7	-	92.3	30.8	-	69.2	-	-	100.0

単位:%

	テレワーク			副業・兼業の解禁			単日・短時間労働 (ギグワーカーの受入)		
	導入 している	導入していない		導入 している	導入していない		導入 している	導入していない	
		今後導入 予定がある	導入予定は ない		今後導入 予定がある	導入予定は ない		今後導入 予定がある	導入予定は ない
規 模 計	17.2	3.9	78.9	34.1	9.9	56.0	8.6	5.5	85.9
中小企業	14.4	4.2	81.4	34.2	9.9	55.9	7.6	5.8	86.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
建設業	13.7	7.1	79.2	27.1	7.2	65.7	4.2	4.2	91.6
製造業	19.5	1.9	78.6	24.1	11.8	64.2	2.9	7.2	89.9
電気・ガス・熱供給・水道業	33.3	-	66.7	-	-	100.0	-	33.3	66.7
情報通信業	81.8	-	18.2	36.4	-	63.6	-	9.1	90.9
運輸業、郵便業	19.4	4.5	76.1	26.9	16.4	56.7	9.1	6.1	84.8
卸売業、小売業	12.4	3.9	83.7	29.1	12.3	58.7	9.6	4.0	86.4
金融業、保険業	25.0	-	75.0	8.3	16.7	75.0	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	23.5	5.9	70.6	29.4	5.9	64.7	5.9	-	94.1
学術研究、専門・技術サービス業	35.7	10.7	53.6	34.6	3.8	61.5	11.5	-	88.5
宿泊業、飲食サービス業	1.9	1.9	96.2	46.2	9.6	44.2	19.6	15.7	64.7
生活関連サービス業、娯楽業	4.0	-	96.0	44.4	7.4	48.1	4.0	4.0	92.0
教育、学習支援業	20.5	5.1	74.4	51.3	2.6	46.2	7.7	-	92.3
医療、福祉	4.4	3.9	91.7	55.2	10.9	33.9	11.2	6.7	82.1
複合サービス事業	-	-	100.0	33.3	-	66.7	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	12.7	6.3	81.0	31.7	4.8	63.5	9.5	7.9	82.5
大企業	33.5	2.2	64.3	33.3	10.2	56.5	14.1	3.8	82.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0
建設業	40.0	-	60.0	10.0	10.0	80.0	20.0	-	80.0
製造業	66.7	-	33.3	22.2	-	77.8	11.1	-	88.9
電気・ガス・熱供給・水道業	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0
情報通信業	100.0	-	-	25.0	-	75.0	-	-	100.0
運輸業、郵便業	14.3	-	85.7	14.3	-	85.7	-	-	100.0
卸売業、小売業	36.4	-	63.6	23.2	23.2	53.6	25.0	1.8	73.2
金融業、保険業	30.0	-	70.0	60.0	20.0	20.0	-	10.0	90.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	71.4	14.3	14.3	28.6	14.3	57.1	-	16.7	83.3
宿泊業、飲食サービス業	16.7	-	83.3	41.7	-	58.3	33.3	25.0	41.7
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
教育、学習支援業	46.7	-	53.3	73.3	-	26.7	-	6.7	93.3
医療、福祉	20.8	4.2	75.0	41.7	8.3	50.0	8.3	-	91.7
複合サービス事業	-	-	100.0	55.6	-	44.4	22.2	-	77.8
サービス業(他に分類されないもの)	23.1	-	76.9	23.1	-	76.9	7.7	-	92.3

(2) 産業別・規模別テレワークの導入事業所割合

テレワークを導入している事業所は 214 事業所 (17.2%) で、このうち中小企業は 152 事業所 (14.4%)、大企業は 62 事業所 (33.5%) と大企業の方が高くなっている。テレワークの導入形態は、「在宅勤務」が 65.4% と最も多くなっている。(第 27 表、第 6 図)

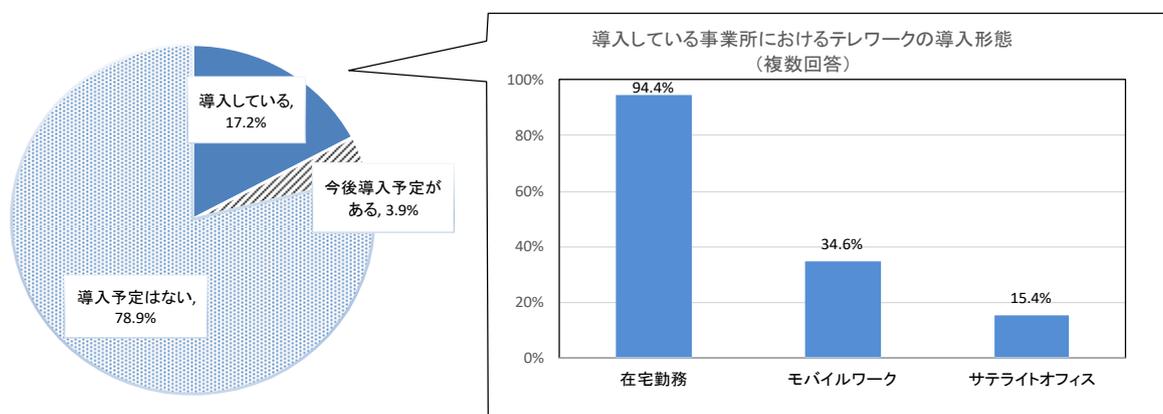
また、産業別テレワーク導入状況の割合をみると、「情報通信業」が 94.4% と最も高くなっている。(第 7 図)

第 27 表 規模別テレワークの導入状況

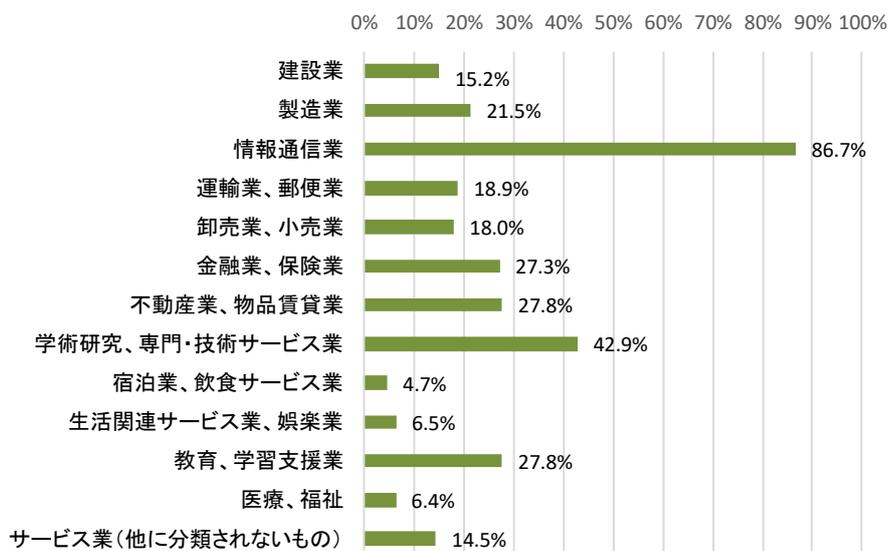
単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
規模計	1,241 (100.0)	214 (17.2)	48 (3.9)	979 (78.9)
中小企業	1,056 (100.0)	152 (14.4)	44 (4.2)	860 (81.4)
大企業	185 (100.0)	62 (33.5)	4 (2.2)	119 (64.3)

第 6 図 テレワークの導入状況



第 7 図 産業別テレワークの導入状況



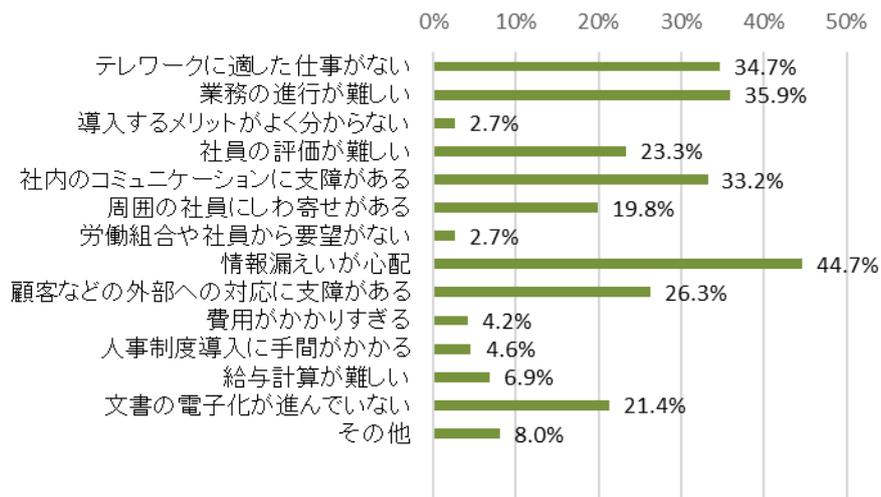
※ 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス業」はサンプルが少ないため非掲載

(2) テレワークの導入における課題又は導入しない理由

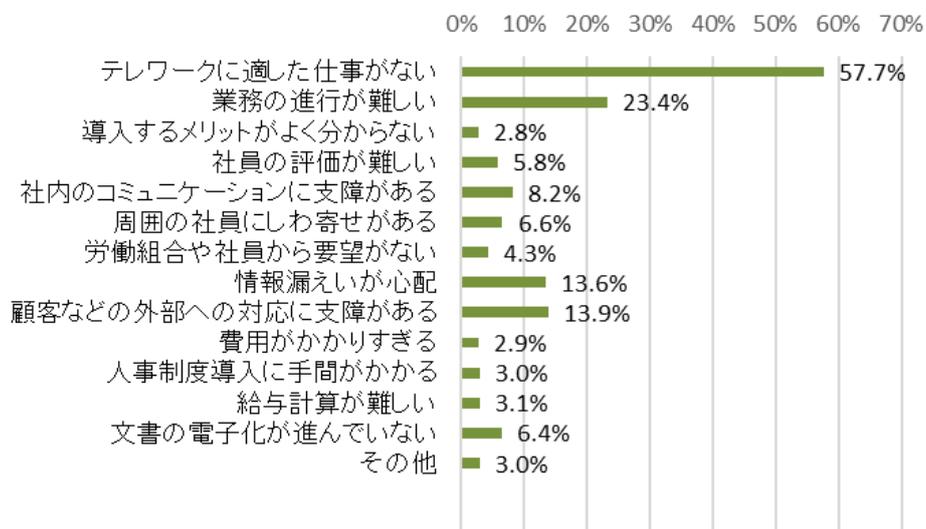
テレワークを導入している事業所(今後導入予定を含む)に導入における課題を尋ねたところ、「情報漏えいが心配」が 44.7%と最も多く、次いで「業務の進行が難しい」が 35.9%、「テレワークに適した仕事がない」が 34.7%であった。(第8図)

また、テレワークの導入予定はない事業所に導入しない理由を尋ねたところ、「テレワークに適した仕事がない」が 57.7%と最も多く、次いで「業務の進行が難しい」が 23.4%、「顧客などの外部への対応に支障がある」が 13.9%であった。(第9図)

第8図 テレワークを導入している事業所(今後導入予定を含む)における課題



第9図 テレワークの導入予定はない事業所における導入しない理由



10 育児休業制度・育児のための休暇制度

(1) 育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者の事業所割合

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合を男女別にみると、男性は68.6%、女性は98.5%となっている。(第28表)

第28表 育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者の事業所数

単位:事業所、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者がいた事業所	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した男性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した男性労働者がいなかった事業所	出産した女性労働者がいた事業所	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した女性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した女性労働者がいなかった事業所
規模計	280 (100.0)	192 (68.6)	88 (31.4)	324 (100.0)	319 (98.5)	5 (1.5)
中小企業	224 (100.0)	145 (64.7)	79 (35.3)	269 (100.0)	264 (98.1)	5 (1.9)
大企業	56 (100.0)	47 (83.9)	9 (16.1)	55 (100.0)	55 (100.0)	0 (0.0)

(2) 育児休業制度利用者の事業所割合

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合を男女別にみると、男性は61.4%、女性は94.1%となっている。(第29表)

第29表 育児休業制度利用者の事業所数

単位:事業所、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者がいた事業所	育児休業制度を利用した男性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度を利用した男性労働者がいなかった事業所	出産した女性労働者がいた事業所	育児休業制度を利用した女性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度を利用した女性労働者がいなかった事業所
規模計	280 (100.0)	172 (61.4)	108 (38.6)	324 (100.0)	305 (94.1)	19 (5.9)
中小企業	224 (100.0)	130 (58.0)	94 (42.0)	269 (100.0)	252 (93.7)	17 (6.3)
大企業	56 (100.0)	42 (75.0)	14 (25.0)	55 (100.0)	53 (96.4)	2 (3.6)

(3) 育児休業制度又は育児のための休暇制度利用の労働者割合

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者(予定含む)の割合を男女別にみると、男性は68.1%、女性は99.7%となっている。(第30表)

第30表 育児休業制度又は育児のための休暇制度利用の労働者数

単位:人、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した男性労働者(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用しなかった男性労働者	出産した女性労働者計	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した女性労働者(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用しなかった女性労働者
規模計	576 (100.0)	392 (68.1)	184 (31.9)	653 (100.0)	651 (99.7)	2 (0.3)
中小企業	425 (100.0)	271 (63.8)	154 (36.2)	542 (100.0)	542 (100.0)	0 (0.0)
大企業	151 (100.0)	121 (80.1)	30 (19.9)	111 (100.0)	109 (98.2)	2 (1.8)

(4) 育児休業制度利用の労働者割合

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)の割合を男女別にみると、男性は58.3%、女性は93.9%となっている。(第31表)

第31表 育児休業制度利用の労働者数

単位:人、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した 男性労働者計	育児休業制度を 利用した 男性労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した 女性労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
規 模 計	576 (100.0)	336 (58.3)	240 (41.7)	653 (100.0)	613 (93.9)	40 (6.1)
中小企業	425 (100.0)	235 (55.3)	190 (44.7)	542 (100.0)	507 (93.5)	35 (6.5)
大企業	151 (100.0)	101 (66.9)	50 (33.1)	111 (100.0)	106 (95.5)	5 (4.5)

(5) 「妊娠・出産」により退職した女性がいた事業所割合

令和5年8月1日から令和6年7月31日までに出産し、または出産予定であった女性のうち、出産後に令和7年7月31日までの間に退職した女性がいた事業所は、回答のあった1,060事業所のうち24事業所(2.3%)であった。

また、出産予定であった者のうち、出産前(妊娠中)に退職した女性がいた事業所は、回答のあった1,062事業所のうち11事業所(1.0%)であった。

(6) 育児休業制度の取得期間

令和5年8月1日から令和6年7月 31 日までの1年間に出生した者(配偶者が出生した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)の取得期間の割合を男女別にみると、男性は「1か月以上、3か月未満」が 37.2%と最も高く、次いで「2週間以上、1か月未満」が 29.2%、「3か月以上、6か月未満」が 11.6%の順となっている。一方、女性は「10 か月以上、12 か月未満」が 40.3%と最も高く、次いで「12 か月以上、18 か月未満」が 31.3%、「8か月以上、10 か月未満」が 9.1%となっている。(第 32 表)

第 32 表 育児休業制度を開始した者の取得期間

○男性

単位:人、()内:%

	育児休業取得者計	5日未満	5日以上、2週間未満	2週間以上、1か月未満	1か月以上、3か月未満	3か月以上、6か月未満	6か月以上、8か月未満
規模計	336 (100.0)	18 (5.4)	33 (9.8)	98 (29.2)	125 (37.2)	39 (11.6)	8 (2.4)
中小企業	235 (100.0)	10 (4.3)	25 (10.6)	68 (28.9)	86 (36.6)	27 (11.5)	8 (3.4)
大企業	101 (100.0)	8 (7.9)	8 (7.9)	30 (29.7)	39 (38.6)	12 (11.9)	-

	8か月以上、10か月未満	10か月以上、12か月未満	12か月以上、18か月未満	18か月以上、24か月未満	24か月以上、36か月未満	36か月以上
規模計	6 (1.8)	3 (0.9)	5 (1.5)	-	-	1 (0.3)
中小企業	3 (1.3)	3 (1.3)	4 (1.7)	-	-	1 (0.4)
大企業	3 (3.0)	-	1 (1.0)	-	-	-

○女性

単位:人、()内:%

	育児休業取得者計	5日未満	5日以上、2週間未満	2週間以上、1か月未満	1か月以上、3か月未満	3か月以上、6か月未満	6か月以上、8か月未満
規模計	613 (100.0)	-	1 (0.2)	2 (0.3)	3 (0.5)	18 (2.9)	29 (4.7)
中小企業	507 (100.0)	-	1 (0.2)	2 (0.4)	3 (0.6)	16 (3.2)	26 (5.1)
大企業	106 (100.0)	-	-	-	-	2 (1.9)	3 (2.8)

	8か月以上、10か月未満	10か月以上、12か月未満	12か月以上、18か月未満	18か月以上、24か月未満	24か月以上、36か月未満	36か月以上
規模計	56 (9.1)	247 (40.3)	192 (31.3)	41 (6.7)	15 (2.5)	9 (1.5)
中小企業	44 (8.7)	209 (41.2)	156 (30.8)	32 (6.3)	12 (2.4)	6 (1.2)
大企業	12 (11.3)	38 (35.9)	36 (34.0)	9 (8.5)	3 (2.8)	3 (2.8)

11 仕事と家庭の両立のための支援制度

(1) 育児のための支援制度の利用者がいた事業所割合

令和6年1月1日から令和6年12月31日(又は年度で区切りとしている場合は令和6年度)までの1年間に、働きながら育児をする労働者に対する支援制度の利用者がいた事業所のうち、最も利用実績が多かった制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」が50.7%、次いで「短時間勤務制度」が27.0%、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」が13.8%であった。(第33表)

第33表 育児のための支援制度の利用者がいた事業所割合

単位:%

区 分	利用実績あり	利用実績がある制度(複数回答)							
		短時間勤務制度	所定外労働の制限	フレックスタイム制	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	事業所内託児所	経費の援助措置	在宅勤務・テレワーク
規 模 計	56.7	27.0	13.3	3.6	13.8	50.7	1.9	1.9	6.3
中小企業	55.9	26.1	12.9	2.8	12.5	49.6	1.9	1.0	5.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-
建設業	42.9	14.3	7.7	0.6	9.5	36.9	-	1.2	5.2
製造業	61.8	27.3	13.7	3.0	14.7	55.2	1.0	1.5	7.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.3	-	-	-	66.7	-	-	25.0
情報通信業	81.8	27.3	-	9.1	18.2	72.7	-	-	45.5
運輸業、郵便業	35.3	11.8	8.8	4.4	5.9	30.9	-	-	4.4
卸売業、小売業	50.0	20.9	8.6	5.4	9.7	43.9	1.1	0.5	3.6
金融業、保険業	72.7	27.3	-	9.1	9.1	72.7	-	9.1	16.7
不動産業、物品賃貸業	58.8	29.4	23.5	-	12.5	52.9	-	-	11.8
学術研究、専門・技術サービス業	44.8	27.6	10.7	3.6	17.9	41.4	-	3.6	12.9
宿泊業、飲食サービス業	31.5	18.9	17.3	5.8	18.5	20.8	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	51.9	22.2	7.4	3.7	7.4	40.7	3.7	-	11.1
教育、学習支援業	77.5	40.0	35.0	-	20.0	72.5	5.0	-	12.5
医療、福祉	76.0	45.3	19.0	1.1	14.4	71.6	7.0	1.6	1.0
複合サービス事業	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	52.4	24.2	11.3	1.6	14.5	43.5	-	-	7.8
大企業	61.3	32.1	15.8	8.2	21.1	57.1	2.2	6.6	9.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-
建設業	80.0	30.0	20.0	20.0	10.0	80.0	-	10.0	30.0
製造業	88.9	66.7	33.3	22.2	33.3	77.8	-	22.2	22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-
情報通信業	75.0	75.0	-	75.0	-	75.0	-	-	75.0
運輸業、郵便業	28.6	14.3	28.6	-	-	28.6	-	-	-
卸売業、小売業	50.9	29.6	12.7	9.3	18.5	47.2	-	5.6	7.1
金融業、保険業	80.0	40.0	22.2	-	50.0	77.8	-	11.1	20.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	62.5	25.0	12.5	25.0	37.5	50.0	-	12.5	33.3
宿泊業、飲食サービス業	41.7	16.7	8.3	-	16.7	33.3	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	66.7	-	-	-	50.0	66.7	-	-	-
教育、学習支援業	66.7	40.0	26.7	-	20.0	53.3	13.3	13.3	-
医療、福祉	79.2	45.8	12.5	-	20.8	79.2	8.3	-	-
複合サービス事業	66.7	25.0	25.0	-	22.2	62.5	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	30.8	7.7	-	-	-	30.8	-	-	-

(2) 育児のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

働きながら育児をする労働者に対する支援制度において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は「短時間勤務制度」が 78.2%、次いで「所定外労働の制限」が 74.7%、「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」が 65.0%であった。(第 34 表)

第 34 表 育児のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位: %

	1つ以上 規定あり	短時間勤務制度						所定外労働の制限				
		規定 あり	規定なし				規定 あり	規定なし				
			～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可		小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可		
規 模 計	85.2	78.2	55.6	25.8	13.1	5.5	21.8	74.7	86.4	9.4	4.2	25.3
中小企業	83.1	75.4	59.9	25.9	9.1	5.1	24.6	71.6	89.0	6.8	4.2	28.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-
建設業	79.3	66.5	63.3	25.7	6.4	4.6	33.5	62.2	90.2	4.9	4.9	37.8
製造業	84.8	75.8	52.9	29.9	14.0	3.2	24.2	73.9	86.9	9.8	7.2	26.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	66.7	33.3	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-
情報通信業	81.8	63.6	71.4	28.6	-	-	36.4	63.6	100.0	-	-	36.4
運輸業、郵便業	72.1	64.7	56.8	18.2	13.6	11.4	35.3	63.2	76.7	11.6	16.3	36.8
卸売業、小売業	76.2	68.6	54.3	29.5	14.0	2.3	31.4	64.2	89.2	6.7	0.8	35.8
金融業、保険業	100.0	100.0	41.7	16.7	41.7	-	-	100.0	75.0	25.0	8.3	-
不動産業、物品賃貸業	94.1	76.5	69.2	30.8	-	-	23.5	82.4	100.0	-	-	17.6
学術研究、専門・技術サービス業	86.2	82.8	58.3	25.0	4.2	12.5	17.2	75.9	81.8	13.6	4.5	24.1
宿泊業、飲食サービス業	75.0	70.6	63.9	11.1	2.8	22.2	29.4	61.2	90.0	-	-	38.8
生活関連サービス業、娯楽業	96.3	88.9	45.8	37.5	4.2	12.5	11.1	85.2	91.3	-	-	14.8
教育、学習支援業	90.0	90.0	66.7	25.0	2.8	5.6	10.0	85.0	82.4	14.7	-	15.0
医療、福祉	93.2	90.1	67.4	23.8	5.8	2.9	9.9	83.8	92.9	4.5	1.9	16.2
複合サービス事業	100.0	50.0	-	-	100.0	-	50.0	50.0	100.0	-	-	50.0
サービス業(他に分類されないもの)	77.8	66.7	66.7	26.2	2.4	4.8	33.3	67.7	95.2	2.4	4.8	32.3
大企業	97.3	94.6	35.6	25.3	31.6	7.5	5.4	92.4	74.9	21.1	4.1	7.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-
建設業	100.0	100.0	20.0	30.0	40.0	10.0	-	80.0	62.5	25.0	12.5	20.0
製造業	100.0	100.0	22.2	33.3	44.4	-	-	88.9	37.5	62.5	-	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-
情報通信業	100.0	100.0	-	25.0	50.0	25.0	-	100.0	50.0	25.0	25.0	-
運輸業、郵便業	85.7	85.7	-	16.7	83.3	-	14.3	71.4	100.0	-	-	28.6
卸売業、小売業	96.4	90.9	36.0	14.0	44.0	6.0	9.1	92.7	74.5	25.5	-	7.3
金融業、保険業	100.0	100.0	-	-	70.0	30.0	-	100.0	40.0	50.0	10.0	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	100.0	12.5	37.5	37.5	12.5	-	100.0	50.0	12.5	37.5	-
宿泊業、飲食サービス業	91.7	91.7	18.2	36.4	9.1	36.4	8.3	91.7	81.8	9.1	9.1	8.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	100.0	66.7	33.3	-	-	-	100.0	66.7	33.3	-	-
教育、学習支援業	100.0	100.0	42.9	57.1	-	-	-	93.3	92.9	7.1	-	6.7
医療、福祉	95.8	91.7	59.1	31.8	9.1	-	8.3	91.7	90.9	9.1	-	8.3
複合サービス事業	100.0	87.5	85.7	-	14.3	-	12.5	100.0	87.5	12.5	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	100.0	53.8	15.4	30.8	-	-	92.3	83.3	16.7	-	7.7

単位:%

	フレックスタイム制						始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ					
	規定あり					規定なし	規定あり					規定なし
		～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可			～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	
規模計	7.4	22.0	19.8	13.2	45.1	92.6	41.0	33.5	34.8	10.0	21.7	59.0
中小企業	6.1	25.4	25.4	12.7	36.5	93.9	37.7	38.2	33.9	7.8	20.1	62.3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
建設業	5.6	22.2	33.3	11.1	33.3	94.4	33.7	41.8	34.5	7.3	16.4	66.3
製造業	5.1	20.0	30.0	30.0	20.0	94.9	36.3	31.1	41.9	10.8	16.2	63.7
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	100.0	33.3	-	-	-	100.0	66.7
情報通信業	9.1	-	-	-	100.0	90.9	45.5	20.0	40.0	-	40.0	54.5
運輸業、郵便業	10.3	28.6	42.9	-	28.6	89.7	38.2	26.9	23.1	3.8	46.2	61.8
卸売業、小売業	8.1	26.7	26.7	26.7	20.0	91.9	34.2	38.1	30.2	15.9	15.9	65.8
金融業、保険業	8.3	-	-	-	100.0	91.7	16.7	-	50.0	-	50.0	83.3
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	53.3	50.0	50.0	-	-	46.7
学術研究、専門・技術サービス業	10.7	-	-	-	100.0	89.3	44.8	30.8	30.8	15.4	23.1	55.2
宿泊業、飲食サービス業	8.2	25.0	25.0	-	50.0	91.8	35.3	33.3	33.3	-	33.3	64.7
生活関連サービス業、娯楽業	7.4	-	-	-	-	92.6	44.4	25.0	33.3	-	41.7	55.6
教育、学習支援業	2.6	-	-	-	-	97.4	40.0	50.0	12.5	6.3	31.3	60.0
医療、福祉	3.3	33.3	16.7	-	50.0	96.7	44.6	47.6	36.6	4.9	11.0	55.4
複合サービス事業	-	-	-	-	-	100.0	50.0	-	-	-	-	50.0
サービス業(他に分類されないもの)	6.6	25.0	25.0	-	50.0	93.4	33.9	42.9	33.3	-	23.8	66.1
大企業	15.2	14.3	7.1	14.3	64.3	84.8	59.8	16.4	38.2	18.2	27.3	40.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-
建設業	30.0	-	33.3	33.3	33.3	70.0	40.0	-	25.0	75.0	-	60.0
製造業	44.4	25.0	25.0	25.0	25.0	55.6	22.2	50.0	50.0	-	-	77.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
情報通信業	75.0	-	-	-	100.0	25.0	50.0	-	-	-	100.0	50.0
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
卸売業、小売業	11.1	16.7	-	16.7	66.7	88.9	66.7	8.3	50.0	25.0	16.7	33.3
金融業、保険業	10.0	-	-	-	100.0	90.0	70.0	-	-	14.3	85.7	30.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	22.2	-	-	-	100.0	77.8	62.5	-	-	20.0	80.0	37.5
宿泊業、飲食サービス業	25.0	-	-	-	-	75.0	58.3	28.6	14.3	-	57.1	41.7
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	100.0	66.7	-	50.0	50.0	-	33.3
教育、学習支援業	14.3	-	-	-	100.0	85.7	85.7	16.7	58.3	-	25.0	14.3
医療、福祉	4.2	100.0	-	-	-	95.8	54.2	53.8	38.5	-	7.7	45.8
複合サービス事業	12.5	-	-	100.0	-	87.5	55.6	-	80.0	-	20.0	44.4
サービス業(他に分類されないもの)	7.7	100.0	-	-	-	92.3	69.2	22.2	22.2	44.4	11.1	30.8

単位:%

	年次有給休暇を半日/時間単位で取得						事業所内託児所					
	規定あり					規定なし	規定あり					規定なし
		～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可			～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可	
規模計	65.0	7.7	4.8	2.7	84.8	35.0	2.6	40.6	50.0	9.4	-	97.4
中小企業	63.1	8.1	5.4	2.2	84.3	36.9	2.4	36.0	56.0	8.0	-	97.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
建設業	58.6	6.3	6.3	2.1	85.3	41.4	-	-	-	-	-	100.0
製造業	67.5	9.6	4.4	2.2	83.7	32.5	1.5	66.7	33.3	-	-	98.5
電気・ガス・熱供給・水道業	66.7	-	50.0	-	50.0	33.3	-	-	-	-	-	100.0
情報通信業	72.7	-	12.5	-	87.5	27.3	-	-	-	-	-	100.0
運輸業、郵便業	45.6	19.4	3.2	3.2	74.2	54.4	-	-	-	-	-	100.0
卸売業、小売業	54.5	9.8	8.8	2.9	78.4	45.5	0.5	-	100.0	-	-	99.5
金融業、保険業	83.3	-	-	10.0	90.0	16.7	-	-	-	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	70.6	16.7	-	-	83.3	29.4	-	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	64.3	5.6	5.6	5.6	83.3	35.7	-	-	-	-	-	100.0
宿泊業、飲食サービス業	34.0	17.6	-	11.8	70.6	66.0	-	-	-	-	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	77.8	9.5	-	-	90.5	22.2	3.7	-	-	-	-	96.3
教育、学習支援業	75.0	6.7	3.3	6.7	83.3	25.0	7.9	33.3	66.7	-	-	92.1
医療、福祉	81.0	3.9	2.6	-	93.5	19.0	9.3	35.3	52.9	11.8	-	90.7
複合サービス事業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	50.8	9.4	18.8	-	71.9	49.2	-	-	-	-	-	100.0
大企業	76.1	5.7	2.1	5.0	87.1	23.9	3.8	57.1	28.6	14.3	-	96.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
建設業	90.0	-	-	22.2	77.8	10.0	10.0	-	-	-	-	90.0
製造業	77.8	14.3	14.3	-	71.4	22.2	-	-	-	-	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
運輸業、郵便業	14.3	-	-	-	100.0	85.7	-	-	-	-	-	100.0
卸売業、小売業	77.8	-	2.4	9.5	88.1	22.2	-	-	-	-	-	100.0
金融業、保険業	80.0	-	-	-	100.0	20.0	-	-	-	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	77.8	-	-	-	100.0	22.2	-	-	-	-	-	100.0
宿泊業、飲食サービス業	41.7	-	-	-	100.0	58.3	-	-	-	-	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	83.3	-	-	-	100.0	16.7	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	64.3	-	-	-	100.0	35.7	14.3	-	-	-	-	85.7
医療、福祉	83.3	25.0	5.0	-	70.0	16.7	16.7	100.0	-	-	-	83.3
複合サービス事業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	84.6	9.1	-	9.1	81.8	15.4	-	-	-	-	-	100.0

単位:%

	経費の援助措置						在宅勤務・テレワーク					
	規定あり	～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	規定なし	規定あり	～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	規定なし
規模計	3.2	23.1	30.8	10.3	35.9	96.8	7.6	9.7	7.5	6.5	76.3	92.4
中小企業	1.6	23.5	23.5	-	52.9	98.4	5.6	8.6	12.1	6.9	72.4	94.4
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
建設業	1.9	-	-	-	100.0	98.1	7.4	-	8.3	-	91.7	92.6
製造業	1.5	-	66.7	-	33.3	98.5	7.1	7.1	14.3	-	78.6	92.9
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
情報通信業	-	-	-	-	-	100.0	27.3	-	-	-	100.0	72.7
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	100.0	10.3	14.3	28.6	-	57.1	89.7
卸売業、小売業	0.5	100.0	-	-	-	99.5	4.4	25.0	12.5	12.5	50.0	95.6
金融業、保険業	8.3	-	-	-	-	91.7	8.3	-	-	-	-	91.7
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	6.7	-	100.0	-	-	93.3
学術研究、専門・技術サービス業	3.6	-	-	-	-	96.4	14.3	-	-	25.0	75.0	85.7
宿泊業、飲食サービス業	2.0	-	-	-	100.0	98.0	2.0	-	-	-	100.0	98.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	5.3	-	-	-	-	94.7	7.9	-	-	33.3	66.7	92.1
医療、福祉	2.8	60.0	20.0	-	20.0	97.2	0.6	-	-	100.0	-	99.4
複合サービス事業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	-	-	-	100.0	4.9	33.3	-	-	66.7	95.1
大企業	12.0	22.7	36.4	18.2	22.7	88.0	19.0	11.4	-	5.7	82.9	81.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-
建設業	40.0	-	-	-	-	60.0	40.0	-	-	25.0	75.0	60.0
製造業	22.2	-	100.0	-	-	77.8	44.4	25.0	-	-	75.0	55.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
情報通信業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
卸売業、小売業	5.7	-	66.7	33.3	-	94.3	16.7	22.2	-	11.1	66.7	83.3
金融業、保険業	20.0	50.0	-	50.0	-	80.0	20.0	-	-	-	100.0	80.0
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	22.2	50.0	-	50.0	-	77.8	22.2	-	-	-	100.0	77.8
宿泊業、飲食サービス業	8.3	-	-	-	-	91.7	25.0	-	-	-	-	75.0
生活関連サービス業、娯楽業	16.7	-	-	-	-	83.3	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	14.3	-	-	-	-	85.7	21.4	-	-	-	100.0	78.6
医療、福祉	4.2	-	100.0	-	-	95.8	4.2	-	-	-	100.0	95.8
複合サービス事業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	7.7	100.0	-	-	-	92.3	15.4	50.0	-	-	50.0	84.6

(3) 子の看護休暇

子の看護休暇制度の利用実績があった事業所の割合は 23.1%、就業規則や労働協約等に規定している事業所の割合は 74.3%となっている。また、そのうち、休暇期間中の賃金の支払いがある事業所は 27.8%となっている。(第 35 表)

第 35 表 子の看護休暇

単位:%

	子の看護休暇制度							
	利用実績の有無	就業規則等への規定の有無					休暇期間中の賃金支給の有無	
		利用実績あり	規定あり	規定あり			規定なし	規定ありのうち、賃金支給あり
	小学校就学前まで			子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	有給		無給
規模計	23.1	74.3	82.6	11.7	5.7	25.7	27.8	72.2
中小企業	21.6	70.4	84.3	9.7	6.0	29.6	26.9	73.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	12.1	56.1	88.5	6.9	4.6	43.9	24.4	75.6
製造業	27.1	72.2	80.0	14.3	5.7	27.8	15.0	85.0
電気・ガス・熱供給・水道業	25.0	75.0	100.0	-	-	25.0	33.3	66.7
情報通信業	9.1	50.0	100.0	-	-	50.0	-	100.0
運輸業、郵便業	13.3	56.9	75.7	21.6	2.7	43.1	32.4	67.6
卸売業、小売業	15.3	68.9	88.5	7.1	4.4	31.1	22.1	77.9
金融業、保険業	50.0	100.0	54.5	27.3	18.2	-	63.6	36.4
不動産業、物品賃貸業	-	62.5	100.0	-	-	37.5	20.0	80.0
学術研究、専門・技術サービス業	20.0	73.1	73.7	15.8	10.5	26.9	21.1	78.9
宿泊業、飲食サービス業	12.0	65.1	75.0	3.6	21.4	34.9	25.0	75.0
生活関連サービス業、娯楽業	16.0	73.9	94.1	5.9	-	26.1	29.4	70.6
教育、学習支援業	37.5	84.6	81.8	9.1	9.1	15.4	27.3	72.7
医療、福祉	35.1	84.2	89.0	7.1	3.9	15.8	36.8	63.2
複合サービス事業	-	100.0	66.7	-	33.3	-	100.0	-
サービス業(他に分類されないもの)	19.0	67.8	80.0	10.0	10.0	32.2	35.0	65.0
大企業	31.5	96.1	75.9	19.5	4.6	3.9	31.6	68.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-
建設業	30.0	100.0	50.0	30.0	20.0	-	40.0	60.0
製造業	55.6	100.0	85.7	14.3	-	-	42.9	57.1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
情報通信業	25.0	100.0	100.0	-	-	-	25.0	75.0
運輸業、郵便業	-	83.3	100.0	-	-	16.7	-	100.0
卸売業、小売業	24.5	96.3	67.3	26.9	5.8	3.7	17.3	82.7
金融業、保険業	70.0	100.0	60.0	30.0	10.0	-	90.0	10.0
不動産業、物品賃貸業	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	62.5	100.0	33.3	44.4	22.2	-	66.7	33.3
宿泊業、飲食サービス業	-	100.0	91.7	8.3	-	-	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	50.0	100.0	83.3	16.7	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	60.0	93.3	100.0	-	-	6.7	85.7	14.3
医療、福祉	25.0	95.5	90.5	9.5	-	4.5	28.6	71.4
複合サービス事業	33.3	100.0	66.7	33.3	-	-	33.3	66.7
サービス業(他に分類されないもの)	15.4	84.6	90.9	9.1	-	15.4	9.1	90.9

(4) 介護のための支援制度の利用者がいた事業所割合

令和6年1月1日から令和6年12月31日(又は年度で区切りとしている場合は令和6年度)までの1年間に、働きながら介護をする労働者に対する支援制度の利用者がいた事業所のうち、最も利用実績が多かった制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」が26.9%、次いで「介護休暇制度」が10.7%、「短時間勤務制度」が8.3%であった。(第36表)

第36表 介護のための支援制度の利用者がいた事業所割合

単位:%

区 分	利用実績あり	利用実績がある制度(複数回答)								
		短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護休暇制度	所定外労働の制限	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	在宅勤務・テレワーク	再雇用制度	経費の援助措置
規 模 計	32.0	8.3	2.6	7.5	10.7	4.3	26.9	3.7	6.7	0.6
中小企業	32.3	8.1	2.0	7.4	10.1	4.1	27.3	3.3	6.9	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	24.7	5.9	0.6	5.3	7.6	1.8	20.7	2.4	6.0	-
製造業	35.9	8.7	2.0	7.4	10.2	4.3	34.0	3.0	7.9	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	66.7	-	-	-	33.3	-	33.3	-	-	-
情報通信業	27.3	-	9.1	-	9.1	-	27.3	18.2	-	-
運輸業、郵便業	35.3	5.9	6.0	11.8	11.8	7.4	30.9	7.4	11.8	3.0
卸売業、小売業	27.5	9.6	2.2	9.1	5.9	3.3	21.0	3.8	7.6	-
金融業、保険業	36.4	-	-	-	18.2	-	27.3	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	11.8	-	-	-	-	-	12.5	6.3	6.3	-
学術研究、専門・技術サービス業	35.7	10.7	-	10.7	7.1	3.6	25.0	7.1	-	-
宿泊業、飲食サービス業	24.0	4.0	2.0	6.0	6.0	4.0	10.0	-	8.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	33.3	14.8	3.7	11.1	3.8	7.4	29.6	3.7	11.1	-
教育、学習支援業	52.5	15.0	2.5	15.0	25.0	10.0	42.5	10.0	10.0	2.5
医療、福祉	37.3	8.3	1.6	5.8	14.5	4.7	33.3	0.5	4.8	0.5
複合サービス事業	33.3	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	32.8	10.9	1.6	6.3	12.5	4.7	27.0	3.2	6.3	-
大企業	30.1	9.2	6.0	8.1	14.1	5.4	24.5	6.0	5.5	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	-	-
建設業	20.0	20.0	20.0	10.0	10.0	10.0	20.0	20.0	10.0	10.0
製造業	55.6	22.2	22.2	11.1	33.3	11.1	55.6	22.2	22.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
情報通信業	50.0	25.0	25.0	25.0	-	25.0	50.0	50.0	25.0	-
運輸業、郵便業	28.6	-	-	-	-	-	-	-	28.6	-
卸売業、小売業	21.8	9.1	5.6	5.6	12.7	7.3	16.7	3.7	7.4	-
金融業、保険業	33.3	-	-	-	22.2	-	22.2	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	33.3	-	22.2	11.1	33.3	-	22.2	22.2	-	-
宿泊業、飲食サービス業	15.4	7.7	-	7.7	-	-	15.4	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	33.3	-	-	33.3	-	-	33.3	-	-	-
教育、学習支援業	73.3	13.3	-	13.3	46.7	13.3	53.3	-	-	-
医療、福祉	30.4	9.1	-	-	9.1	4.5	30.4	-	-	-
複合サービス事業	11.1	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 介護のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

働きながら介護をする労働者に対する支援制度において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は「介護休暇制度」が 82.0%、次いで「短時間勤務制度」が 73.7%、「所定外労働の制限」が 71.0%であった。(第 37 表)

第 37 表 介護のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位：%

	1つ以上 規定あり	短時間 勤務制度		フレックス タイム制度		始業・終業時刻の 繰上げ・繰下げ	
		規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし
規 模 計	89.1	73.7	26.3	7.6	92.4	36.0	64.0
中小企業	87.5	70.4	29.6	6.3	93.7	33.8	66.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-
建 設 業	82.6	63.5	36.5	4.1	95.9	29.8	70.2
製 造 業	91.9	74.0	26.0	3.5	96.5	30.0	70.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	100.0	33.3	66.7
情報通信業	72.7	50.0	50.0	9.1	90.9	45.5	54.5
運輸業、郵便業	81.8	66.2	33.8	10.8	89.2	43.1	56.9
卸売業、小売業	81.8	65.4	34.6	8.2	91.8	31.1	68.9
金融業、保険業	100.0	100.0	-	8.3	91.7	25.0	75.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	70.6	29.4	6.3	93.8	46.7	53.3
学術研究、専門・技術サービス業	82.8	79.3	20.7	14.3	85.7	50.0	50.0
宿泊業、飲食サービス業	78.8	67.3	32.7	10.2	89.8	36.0	64.0
生活関連サービス業、娯楽業	96.2	69.2	30.8	7.7	92.3	34.6	65.4
教育、学習支援業	95.0	70.0	30.0	7.5	92.5	50.0	50.0
医療、福祉	95.9	81.1	18.9	4.3	95.7	32.8	67.2
複合サービス事業	66.7	33.3	66.7	-	100.0	33.3	66.7
サービス業(他に分類されないもの)	81.3	60.3	39.7	7.9	92.1	33.9	66.1
大企業	98.4	92.9	7.1	15.4	84.6	48.9	51.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-
建 設 業	100.0	100.0	-	20.0	80.0	40.0	60.0
製 造 業	100.0	100.0	-	55.6	44.4	22.2	77.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-
情報通信業	100.0	100.0	-	75.0	25.0	25.0	75.0
運輸業、郵便業	100.0	71.4	28.6	-	100.0	-	100.0
卸売業、小売業	98.2	89.1	10.9	13.0	87.0	51.9	48.1
金融業、保険業	100.0	100.0	-	10.0	90.0	70.0	30.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	88.9	11.1	22.2	77.8	55.6	44.4
宿泊業、飲食サービス業	92.3	83.3	16.7	33.3	66.7	58.3	41.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	100.0	-	16.7	83.3	66.7	33.3
教育、学習支援業	100.0	100.0	-	14.3	85.7	42.9	57.1
医療、福祉	100.0	95.7	4.3	-	100.0	39.1	60.9
複合サービス事業	100.0	100.0	-	-	100.0	66.7	33.3
サービス業(他に分類されないもの)	92.3	92.3	7.7	-	100.0	53.8	46.2

単位:%

	介護休暇制度		所定外労働の制限		年次有給休暇を半日 ／時間単位で取得	
	規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし
規 模 計	82.0	18.0	71.0	29.0	68.8	31.2
中小企業	79.3	20.7	68.2	31.8	66.6	33.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
建設業	70.2	29.8	59.1	40.9	61.6	38.4
製造業	83.4	16.6	73.0	27.0	70.8	29.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	66.7	33.3
情報通信業	72.7	27.3	54.5	45.5	54.5	45.5
運輸業、郵便業	68.2	31.8	61.5	38.5	50.8	49.2
卸売業、小売業	73.7	26.3	62.8	37.2	59.0	41.0
金融業、保険業	100.0	-	91.7	8.3	83.3	16.7
不動産業、物品賃貸業	82.4	17.6	70.6	29.4	68.8	31.3
学術研究、専門・技術サービス業	75.9	24.1	69.0	31.0	64.3	35.7
宿泊業、飲食サービス業	76.0	24.0	63.3	36.7	40.0	60.0
生活関連サービス業、娯楽業	80.8	19.2	76.9	23.1	73.1	26.9
教育、学習支援業	92.5	7.5	77.5	22.5	85.0	15.0
医療、福祉	91.7	8.3	77.4	22.6	86.1	13.9
複合サービス事業	33.3	66.7	33.3	66.7	66.7	33.3
サービス業(他に分類されないもの)	73.4	26.6	64.1	35.9	52.4	47.6
大企業	97.8	2.2	86.6	13.4	81.4	18.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
建設業	100.0	-	80.0	20.0	100.0	-
製造業	100.0	-	77.8	22.2	77.8	22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
情報通信業	100.0	-	75.0	25.0	100.0	-
運輸業、郵便業	100.0	-	28.6	71.4	28.6	71.4
卸売業、小売業	96.4	3.6	94.5	5.5	81.5	18.5
金融業、保険業	100.0	-	100.0	-	80.0	20.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	88.9	11.1	77.8	22.2
宿泊業、飲食サービス業	92.3	7.7	76.9	23.1	75.0	25.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	-	100.0	-	83.3	16.7
教育、学習支援業	100.0	-	80.0	20.0	64.3	35.7
医療、福祉	100.0	-	91.3	8.7	91.3	8.7
複合サービス事業	100.0	-	87.5	12.5	100.0	-
サービス業(他に分類されないもの)	92.3	7.7	84.6	15.4	84.6	15.4

単位:%

	在宅勤務・テレワーク		再雇用制度		経費の援助措置	
	規定あり	規定なし	規定あり	規定なし	規定あり	規定なし
規模計	8.3	91.7	21.4	78.6	1.4	98.6
中小企業	6.1	93.9	20.3	79.7	0.9	99.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	100.0	-	100.0	-	100.0
建設業	7.6	92.4	20.6	79.4	0.6	99.4
製造業	5.5	94.5	18.6	81.4	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	100.0	-	100.0	-	100.0
情報通信業	36.4	63.6	18.2	81.8	-	100.0
運輸業、郵便業	10.8	89.2	21.5	78.5	1.5	98.5
卸売業、小売業	6.0	94.0	18.6	81.4	-	100.0
金融業、保険業	8.3	91.7	16.7	83.3	8.3	91.7
不動産業、物品賃貸業	6.3	93.8	18.8	81.3	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	17.9	82.1	10.7	89.3	-	100.0
宿泊業、飲食サービス業	-	100.0	22.0	78.0	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	100.0	11.5	88.5	3.8	96.2
教育、学習支援業	7.5	92.5	27.5	72.5	-	100.0
医療、福祉	2.7	97.3	26.8	73.2	2.7	97.3
複合サービス事業	-	100.0	33.3	66.7	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	4.8	95.2	14.3	85.7	-	100.0
大企業	21.3	78.7	27.7	72.3	4.4	95.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	-	100.0
建設業	40.0	60.0	40.0	60.0	30.0	70.0
製造業	55.6	44.4	44.4	55.6	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	100.0	-	100.0	100.0	-
情報通信業	100.0	-	25.0	75.0	-	100.0
運輸業、郵便業	-	100.0	14.3	85.7	-	100.0
卸売業、小売業	22.2	77.8	35.2	64.8	1.9	98.1
金融業、保険業	30.0	70.0	50.0	50.0	20.0	80.0
不動産業、物品賃貸業	-	100.0	-	100.0	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	33.3	66.7	-	100.0	-	100.0
宿泊業、飲食サービス業	33.3	66.7	8.3	91.7	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	100.0	-	100.0	-	100.0
教育、学習支援業	7.1	92.9	6.7	93.3	-	100.0
医療、福祉	4.3	95.7	26.1	73.9	-	100.0
複合サービス事業	-	100.0	25.0	75.0	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	7.7	92.3	46.2	53.8	-	100.0

(5) 介護休業制度

令和6年1月1日から令和6年12月31日(又は年度で区切りとしている場合は令和6年度)までの1年間に介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は5.4%で、規模別にみると、中小企業で5.6%、大企業で4.2%となっている。(第38表)

第38表 介護休業制度利用者の事業所数

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	介護休業制度の利用者がいた事業所	介護休業制度の利用者がいなかった事業所
規模計	1,301 (100.0)	70 (5.4)	1,231 (94.6)
中小企業	1,112 (100.0)	62 (5.6)	1,050 (94.4)
大企業	189 (100.0)	8 (4.2)	181 (95.8)

12 職場のハラスメント

(1) 労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

令和6年4月から令和7年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所の割合は、13.0%であった。(第39表)

第39表 ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	相談や訴えのあった事業所	相談や訴えの無かった事業所
規模計	1,295 (100.0)	168 (13.0)	1,127 (87.0)
中小企業	1,107 (100.0)	144 (13.0)	963 (87.0)
大企業	188 (100.0)	24 (12.8)	164 (87.2)

(2) 相談や訴えのあったハラスメントの種類

相談や訴えのあったハラスメントの種類は、「パワーハラスメント」が76.2%と最も多かった。(第40表)

第40表 相談や訴えのあったハラスメントの種類別割合

単位:事業所、()内:%

	ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児等に関するハラスメント	介護休業等に関するハラスメント	顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)
規模計	168	128 (76.2)	26 (15.5)	3 (1.8)	— (—)	53 (31.5)
中小企業	144	108 (75.0)	24 (16.7)	3 (2.1)	— (—)	46 (31.9)
大企業	24	20 (83.3)	2 (8.3)	— (—)	— (—)	7 (29.2)

※複数回答

(3) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)として相談や訴えがあった内容

相談や訴えのあったカスタマーハラスメントの内容として、「威圧的な言動」が60.4%と最も多く、ついで「対面又は電話での精神的な攻撃」が54.7%となっている。(第41表)

第41表 カスタマーハラスメントとして相談や訴えがあった内容

単位:事業所、()内:%

	カスタマーハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所	身体的な攻撃	対面又は電話での精神的な攻撃	SNS等での精神的な攻撃	威圧的な言動	著しく不当な要求	同じ内容を繰り返す等の過度なクレーム	拘束的な行動	明らかに業務内容と関係のない顧客等からの言動	その他
規模計	53	2 (3.8)	29 (54.7)	6 (11.3)	32 (60.4)	12 (22.6)	19 (35.8)	3 (5.7)	13 (24.5)	1 (1.9)
中小企業	46	2 (4.3)	24 (52.2)	6 (13.0)	29 (63.0)	10 (21.7)	16 (34.8)	3 (6.5)	12 (26.1)	1 (2.2)
大企業	7	- (-)	5 (71.4)	- (-)	3 (42.9)	2 (28.6)	3 (42.9)	- (-)	1 (14.3)	- (-)

※複数回答

(4) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止措置の実施状況

顧客等からの著しい迷惑行為についての被害を防止する取組を行っている事業所は、34.1%であった。(第42表)

第42表 カスタマーハラスメントの防止措置の実施状況

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	防止する取組を行っている	防止する取組を行っていない
規模計	1,283 (100.0)	438 (34.1)	845 (65.9)
中小企業	1,097 (100.0)	332 (30.3)	765 (69.7)
大企業	186 (100.0)	106 (57.0)	80 (43.0)

(5) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の被害を防止するための取組内容

カスタマーハラスメントの被害を防止するための取組内容として、「社内方針の策定」が52.7%と最も多く、ついで「事案発生時の報告・記録・共有する仕組み」が52.3%、「従業員向けの研修・教育の実施」が51.1%となっている。(第43表)

第43表 カスタマーハラスメントの被害を防止するための取組

単位:事業所、()内:%

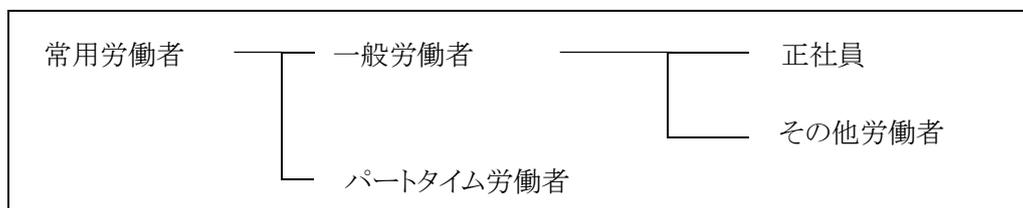
	カスタマーハラスメントの被害を防止する取組を行っている事業所	社内方針の策定	マニュアル・ガイドラインの作成	従業員向けの研修・教育の実施	事案発生時の報告・記録・共有する仕組み	被害を受けた従業員に対するフォロー体制	その他
規模計	438	231 (52.7)	166 (37.9)	224 (51.1)	229 (52.3)	109 (24.9)	32 (7.3)
中小企業	332	151 (45.5)	95 (28.6)	157 (47.3)	160 (48.2)	74 (22.3)	29 (8.7)
大企業	106	80 (75.5)	71 (67.0)	67 (63.2)	69 (65.1)	35 (33.0)	3 (2.8)

※複数回答

特別集計

～ 就業形態別集計 ～

本調査では、一般労働者を「正社員」及び「その他労働者」に区分して調査をしており、これらの就業形態に「パートタイム労働者」を加えて集計した。就業形態別結果は以下のとおりである。



常用労働者に占める正社員、その他労働者、パートタイム労働者の人数、割合と派遣労働者

集計事業所(1,301 事業所)の常用労働者に占める「正社員」の割合は 63.8%、「その他労働者」の割合は 10.8%、「パートタイム労働者」の割合は 25.4%となっている。また、「派遣労働者」は 1,461 人で、派遣労働者がいる事業所の割合は 14.5%となっている。(表1)

派遣労働者を含めた全ての労働者に占める「正社員」の割合は 62.4%、「正社員以外」の割合は 37.6%となっている。(表2)

※ 表中において一般労働者は「一般」、その他労働者は「その他」、パートタイム労働者は「パート」と表現する。

表1 常用労働者に占める正社員、その他労働者、パートタイム労働者の割合と派遣労働者数

区 分	常用労働者数	一般				パート		派遣労働者数	派遣労働者がいる事業所数	割合
		正社員	労働者割合	その他	労働者割合	パート	労働者割合			
	人	人	%	人	%	人	%	人	事業所	%
産 業 計	63,257	40,378	63.8	6,807	10.8	16,072	25.4	1,461	189	14.5
鉱業、採石業、砂利採取業	45	33	73.3	11	24.4	1	2.2	-	-	-
建設業	5,393	4,848	89.9	348	6.5	197	3.7	130	9	4.9
製造業	14,883	11,716	78.7	1,745	11.7	1,422	9.6	414	48	21.1
電気・ガス・熱供給・水道業	281	259	92.2	8	2.8	14	5.0	16	3	50.0
情報通信業	665	590	88.7	39	5.9	36	5.4	90	6	40.0
運輸業、郵便業	2,711	1,987	73.3	347	12.8	377	13.9	57	12	16.0
卸売業、小売業	8,462	4,944	58.4	644	7.6	2,874	34.0	92	27	10.9
金融業、保険業	758	619	81.7	109	14.4	30	4.0	2	1	4.5
不動産業、物品賃貸業	444	301	67.8	25	5.6	118	26.6	4	2	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	5,707	1,575	27.6	127	2.2	4,005	70.2	32	10	25.0
宿泊業、飲食サービス業	2,406	877	36.5	244	10.1	1,285	53.4	22	5	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,606	506	31.5	315	19.6	785	48.9	14	1	3.0
教育、学習支援業	3,950	2,544	64.4	874	22.1	532	13.5	63	12	21.8
医療、福祉	11,265	7,648	67.9	1,165	10.3	2,452	21.8	280	35	16.1
複合サービス事業	532	383	72.0	104	19.5	45	8.5	3	2	16.7
サービス業(他に分類されないもの)	4,149	1,548	37.3	702	16.9	1,899	45.8	242	16	20.8

表2 全労働者(派遣労働者を含む)の産業別・性別・雇用形態別構成

区 分	計					男性					女性				
	全労働者 数	うち 正社員	割合	うち 正社員以外	割合	男性	うち 正社員	割合	うち 正社員以外	割合	女性	うち 正社員	割合	うち 正社員以外	割合
	人	人	%	人	%	人	人	%	人	%	人	人	%	人	%
産 業 計	64,719	40,378	62.4	24,341	37.6	35,118	25,875	73.7	9,243	26.3	29,601	14,503	49.0	15,098	51.0
鉱業、採石業、砂利採取業	45	33	73.3	12	26.7	37	29	78.4	8	21.6	8	4	50.0	4	50.0
建 設 業	5,523	4,848	87.8	675	12.2	4,566	4,130	90.5	436	9.5	957	718	75.0	239	25.0
製 造 業	15,297	11,716	76.6	3,581	23.4	10,287	8,754	85.1	1,533	14.9	5,010	2,962	59.1	2,048	40.9
電気・ガス・熱供給・水道業	297	259	87.2	38	12.8	248	223	89.9	25	10.1	49	36	73.5	13	26.5
情報通信業	755	590	78.1	165	21.9	574	475	82.8	99	17.2	181	115	63.5	66	36.5
運輸業、郵便業	2,768	1,987	71.8	781	28.2	2,358	1,789	75.9	569	24.1	410	198	48.3	212	51.7
卸売業、小売業	8,554	4,944	57.8	3,610	42.2	4,429	3,286	74.2	1,143	25.8	4,125	1,658	40.2	2,467	59.8
金融業、保険業	760	619	81.4	141	18.6	430	365	84.9	65	15.1	330	254	77.0	76	23.0
不動産業、物品賃貸業	448	301	67.2	147	32.8	249	205	82.3	44	17.7	199	96	48.2	103	51.8
学術研究、専門・技術サービス業	5,739	1,575	27.4	4,164	72.6	3,102	1,218	39.3	1,884	60.7	2,637	357	13.5	2,280	86.5
宿泊業、飲食サービス業	2,429	877	36.1	1,552	63.9	926	450	48.6	476	51.4	1,503	427	28.4	1,076	71.6
生活関連サービス業、娯楽業	1,620	506	31.2	1,114	68.8	575	262	45.6	313	54.4	1,045	244	23.3	801	76.7
教育、学習支援業	4,013	2,544	63.4	1,469	36.6	1,549	1,037	66.9	512	33.1	2,464	1,507	61.2	957	38.8
医療、福祉	11,545	7,648	66.2	3,897	33.8	3,013	2,261	75.0	752	25.0	8,532	5,387	63.1	3,145	36.9
複合サービス事業	535	383	71.6	152	28.4	325	257	79.1	68	20.9	210	126	60.0	84	40.0
サービス業(他に分類されないもの)	4,391	1,548	35.3	2,843	64.7	2,450	1,134	46.3	1,316	53.7	1,941	414	21.3	1,527	78.7



新潟県賃金労働時間等実態調査票

新潟県統計報告
登録第2025-2号

(令和7年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

事業所番号		※ この欄には記入しないでください。								
1~4		5	6	7	8	9	10	11		

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。
また、記入漏れ等がある場合、後日照会させていただく可能性もありますので、「写し」をお取りください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。

9人以下

お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨をお問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日(木)現在**の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月29日(金)**までに投函してください。

1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10)	31)	51)	101)	301人 以上
30人	50人	100人	300人	

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 以下	1,000万円超)	5,000万円超)	1億円超)	3億円超
	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	

※ 「資本金または出資金」のない法人等については記入不要です。

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、**調査対象になっている事業所**について記入してください。

2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名		
所在地	(〒 -)	
業種又は 主要製品名		
記入担当者	所属	TEL
	フリガナ 氏名	FAX

労働組合の有無 1 ある 2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数						うちパートタイム労働者数			※ 派遣労働者数	
		正社員数			その他労働者数							
		①	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者※の数	②	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者の数	③	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者の数		
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※ 派遣労働者数は、労働者派遣契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、**派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ**記入してください。

※※ 「管理・監督的業務に従事する者」とは、会社の事務部門、生産部門のなかで、部長、課長、係長などのように監督的業務に従事する者をいいます。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長などの監督的地位にある者を含みます。

3 新規学卒者の求人状況

(記入要領 3 ページ目)

(1) 令和7年度の新規学卒者(令和7年3月卒業)の求人状況を記入してください。

- 令和7年度、貴事業所で採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。

	求人数 (採用予定人員)				充足数 (採用人員)			
				人				人
高校卒				人				人
大学卒				人				人
その他 (専門学校卒、短大卒等)				人				人

(2) (1)の求人活動で利用した媒体について、該当するものすべてに○をつけてください。

1	2	3	4	5	6
公共職業安定所 (ハローワーク)	ハローワーク インターネットサービス	職業紹介事業者	学校(専修学校等も含む)	広告(求人情報誌・インターネット等も含む)	その他(余白に具体的なものを記載)

4 初任給

(記入要領 3 ページ目)

令和7年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- 令和7年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。
- 金額は、所定内賃金から家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術								生産								
							円	人						円	人		
高校卒							円	人						円	人		
専門学校卒							円	人						円	人		
短大卒 高専卒							円	人						円	人		
	うち県外短大・高専出身者数→								人	うち県外短大・高専出身者数→							
大学卒							円	人						円	人		
	うち県外大学出身者数→								人	うち県外大学出身者数→							
大学院卒 (修士課程修了)							円	人						円	人		
	うち県外大学院出身者数→								人	うち県外大学院出身者数→							

5 労働時間制度 (記入要領 4 ページ目)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの一般労働者に、最も多く適用されている制度を記入してください。

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

① 1日 時間 分 分

② 1週 時間 分 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。 (3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型の変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 一般労働者の週休制について、該当するものに○をつけてください。(1つだけ)

複数の週休制を採用している場合は、最も多くの一般労働者に適用されているものに○をつけてください。

1	2	3	4	5
週休1日制または週休1日半制	月1～3回週休2日制	完全週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	その他(余白に具体的なものを記載)

(5) 勤務間インターバル制度を導入していますか。導入している場合は、実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている具体的な時間を記入してください。間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

1	導入している	→	時間 <input type="text"/> <input type="text"/> 分
2	導入を予定又は検討している		
3	導入予定はなく、検討もしていない		

6 年間休日数 (記入要領 6 ページ目)

令和7年1月から令和7年12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・ 調査期間のカレンダーは、記入要領(16ページ)を参照してください。
- ・ 週休日、週休日以外の休日(国民の祝日、年末年始、夏季休暇などで企業の休日とされている日)の合計を記入してください。
- ・ 労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分	日 数
年間休日数合計	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

7 年次有給休暇 (記入要領 6 ページ目)

(1) 暦年で区切りとしている場合は令和6年1月から令和6年12月(又は年度で区切りとしている場合は令和6年度)の1年間における一般労働者の年次有給休暇の付与日数(前年の繰越分を除く)、取得日数の総計(延べ日数)を記入してください。
 ※時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

取得資格のある一般労働者数					人
付与日数の総計 (前年繰越分を除く)					日
取得日数の総計					日

(2) 年次有給休暇の取得促進等に向けて、導入している制度すべてに○をつけてください。

1	2	3	4
半日単位で取得できる制度	時間単位で取得できる制度	計画的に付与する制度	その他 (余白に具体的なものを記載)

8 特別休暇制度 (記入要領 7 ページ目)

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○をつけてください。

・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	2	病気休暇
3	リフレッシュ休暇	4	ボランティア休暇
5	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)	6	骨髄ドナー休暇
7	慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引)	8	記念日 (誕生日、結婚記念日など) 休暇
9	その他 (余白に具体的なものを記載)		

9 多様で柔軟な働き方の導入状況 (記入要領 8 ページ目)

(1) 多様で柔軟な働き方の導入状況について、該当するものに○をつけてください

※育児・介護を行う者や特定の職種の者といった、一部の者に限定している場合も含まれます。

	導入している	導入していない	
		今後導入を検討している	導入を検討していない
① 短時間勤務制度	1	2	3
② フレックスタイム制度	1	2	3
③ 始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	3
④ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	3
⑤ 週休3日制	1	2	3
⑥ 勤務地、職務、勤務時間を限定した働き方	1	2	3
⑦ 裁量労働制	1	2	3
⑧ テレワーク	1	2	3
⑨ 副業・兼業	1	2	3
⑩ 単日・短時間労働 (ギグワーカーの採用)	1	2	3
⑪ その他 ()	1	2	

(2) (1)⑧テレワークの導入状況で「導入している」または「今後導入を検討している」と回答した企業にお尋ねします。①から③のそれぞれについて、該当するものすべてに○をつけてください。

※ テレワークとは、貴社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、貴社建物内で勤務する場合とほぼ同等の仕事ができる勤務形態のことです。

①在宅勤務…終日在宅勤務のほか、1日の勤務時間のうち、一度オフィスに出勤、もしくは顧客訪問や会議参加などをしつつ、一部の時間は自宅で業務を行う「部分在宅勤務」も該当します。

②サテライトオフィス勤務…所属するオフィス以外の他のオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペース、遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方。

③モバイルワーク…営業活動などで外出中に作業する場合。営業職などの従業員がオフィスに戻らずに移動中の交通機関や駅・カフェなどでメールや日報の作成などの業務を行う形態も該当します。

		導入している	導入していない	
			今後導入を検討している	導入を検討していない
①	在宅勤務	1	2	3
②	サテライト オフィス勤務	1	2	3
③	モバイル ワーク	1	2	3

(3) (1)⑧テレワークの導入状況で「導入している」または「今後導入を検討している」と回答した企業はテレワークの導入における課題について、「導入を検討していない」と回答した企業はテレワークの導入を検討していない理由について、お尋ねします。該当するものすべてに○をつけてください。

1	テレワークに適した仕事がない
2	業務の進行が難しい
3	導入するメリットがよく分からない
4	社員の評価が難しい
5	社内のコミュニケーションに支障がある
6	周囲の社員にしわ寄せがある
7	労働組合や社員から要望がない
8	情報漏えいが心配
9	顧客など外部への対応に支障がある
10	費用がかかりすぎる
11	人事制度導入に手間がかかる
12	給与計算が難しい
13	文書の電子化が進んでいない
14	その他 ()

10 育児休業制度・育児のための休暇制度

(記入要領 10ページ目)

(1) 育児休業制度または育児のための休暇制度（配偶者出産休暇、子の看護等休暇、こどものイベント休暇など）の利用状況についてお尋ねします。
 (いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

- ①「出産者」…令和5年8月1日から令和6年7月31日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。
- ②「利用者」…①のうち、令和7年7月31日までの間に育児休業を開始した者または育児のための休暇制度の利用を開始した者の数を記入してください(同一の者が複数の制度を利用した場合または同一の制度を複数回利用した場合は、延べ人数ではなく、実人数で回答(申し出をしている者を含む。))。
- ③「うち育児休業制度の利用者」…②のうち、令和7年7月31日までに育児休業を開始した者の数を記入してください(申し出をしている者を含む。)

		女性				男性			
①	出産者				人				人
②	育児休業制度または育児のための休暇制度の利用者				人				人
③	上記②利用者のうち、育児休業制度の利用者				人				人

(2) 令和5年8月1日から令和6年7月31日までに出産し、または出産予定であった女性のうち「妊娠・出産」により退職した者の人数を記入してください。

	あり				なし
	女性				
出産者(①の①と同じ)のうち出産後、令和7年7月31日までの間に退職した者	1			人	2
出産予定であった者のうち出産前(妊娠中)に退職した者	1			人	2

(3) (1) ③で回答した育児休業制度の利用者(令和7年7月31日までに育児休業制度を開始した者(開始予定の申し出をしている者も含む))について、利用期間別の人数の内訳を記入してください。
 ※合計欄は、(1) ③の人数と一致した人数を一致させてください。

	5日未満	5日以上、2週間未満	2週間以上、1か月未満	1か月以上、3か月未満	3か月以上、6か月未満	6か月以上、8か月未満	8か月以上、10か月未満	10か月以上、12か月未満	12か月以上、18か月未満	18か月以上、24か月未満	24か月以上、36か月未満	36か月以上	合計
女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

11 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 11ページ目)

【育児】

(1) 働きながら、**育児**を行う従業員に対する支援制度について規定（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）の有無、利用できる期間について該当するものに○をつけてください。

※②所定外労働の制限につきましては、令和7年4月施行の「育児・介護休業法」の改正により、事業主には、小さな子どもを育てている親が、毎日決まった時間に帰れるようにするための「所定外労働の制限」の申出ができる対象として「小学校就学前までの子」を養育する労働者を含めることが義務付けられました。

	就業規則等に規定あり				就業規則等に規定なし
	制度を利用できる対象となる子の年齢の上限				
	3歳までの間	子が3歳～小学校就学前までの間	子が小学校入学～卒業までの間	子が小学校卒業以降も利用可	
①短時間勤務制度	1	2	3	4	5
②所定外労働の制限	1		2	3	4
③フレックスタイム制	1	2	3	4	5
④始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	3	4	5
⑤年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	3	4	5
⑥事業所内託児所	1	2	3	4	5
⑦育児に要する経費の援助措置	1	2	3	4	5
⑧在宅勤務・テレワーク	1	2	3	4	5
⑨その他 ()	1	2	3	4	5

(2) 暦年で区切りとしている場合は令和6年1月から令和6年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和6年度）における制度に関する利用実績の有無について該当するものに○をつけてください。

※ (1) において、規定なしと回答した場合でも利用実績の有無について回答してください。

	利用実績の有無	
	あり	なし
①短時間勤務制度	1	2
②所定外労働の制限	1	2
③フレックスタイム制	1	2
④始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2
⑤年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2
⑥事業所内託児所	1	2
⑦育児に要する経費の援助措置	1	2
⑧在宅勤務・テレワーク	1	2
⑨その他 ()	1	2

- (3) 子の看護等休暇制度について、暦年で区切りとしている場合は令和6年1月から令和6年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和6年度）における利用実績の有無、制度に関する規定の有無（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）、利用できる期間について該当するものに○をつけてください。
 ※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。
 ※令和7年4月施行の「育児・介護休業法」の改正により、事業主には、小学校3年生修了までの子を養育する労働者が、「子の看護等休暇」を取得できるよう制度を整えることが義務付けられました。

利用実績の有無		就業規則等に規定あり			就業規則等に規定なし
		制度を利用できる対象となる子の年齢の上限			
あり	なし	子が小学校3年生修了までの間	子が小学校3年生修了～卒業までの間	子が小学校卒業以降も利用可	
1	2	A	B	C	D

- (4) (3)で「就業規則等に規定あり」と回答した企業にお尋ねします。休暇期間中の賃金の支払いはありますか。

休暇期間中の賃金の有無	
有給	無給
1	2

【介護】

- (5) 働きながら、**介護**を行う従業員に対する支援制度について規定（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）の有無について該当するものに○をつけてください。

	就業規則等への規定の有無	
	あり	なし
①短時間勤務制度	1	2
②フレックスタイム制	1	2
③始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2
④介護休暇制度	1	2
⑤所定外労働の制限	1	2
⑥年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2
⑦在宅勤務・テレワーク	1	2
⑧再雇用制度	1	2
⑨介護に要する経費の援助措置	1	2
⑩その他（ ）	1	2

- (6) 暦年で区切りとしている場合は令和6年1月から令和6年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和6年度）における制度に関する利用実績の有無について該当するものに○をつけてください。

※ (5) において、規定なしと回答した場合でも利用実績の有無について回答してください。

	利用実績の有無	
	あり	なし
①短時間勤務制度	1	2
②フレックスタイム制	1	2
③始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2
④介護休暇制度	1	2
⑤所定外労働の制限	1	2
⑥年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2
⑦在宅勤務・テレワーク	1	2
⑧再雇用制度	1	2
⑨介護に要する経費の援助措置	1	2
⑩その他 ()	1	2

- (7) 介護休業制度について、暦年で区切りとしている場合は令和6年1月から令和6年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和6年度）までの間に介護休業を開始した者の延べ人数を記入してください

(いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

女 性			男 性		
		人			人

12 職場のハラスメント

(記入要領 14ページ目)

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えを受けたことがありますか。

1	あ る	→(2)の設問へお進みください
2	な い	→(4)の設問へお進みください

- (2) 相談や訴えがあったハラスメントの種類で該当するものすべてに○をつけてください。

1	パワーハラスメント
2	セクシュアルハラスメント
3	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
4	介護休業等に関するハラスメント
5	顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）

- (3) (2) で「5. 顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）」と回答した場合、その内容として該当するものすべてに○をつけてください。

1	身体的な攻撃（暴行、傷害）
2	対面又は電話での精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
3	SNS 等での精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
4	威圧的な言動
5	著しく不当な要求（金品の要求、土下座の強要等）
6	同じ内容を繰り返す等の過度なクレーム
7	拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
8	明らかに業務内容と関係のない顧客等からの言動（セクハラ、プライバシーの侵害、個人の属性に関する言動等）
9	その他（ ）

(4) 貴事業所では、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についての被害を防止する取組を行っていますか。

1	行っている	→(5)の設問へお進みください
2	行っていない	

(5) (4)で「1.行っている」と回答した場合、被害を防止する取組として該当するものすべてに○をつけてください。

1	カスハラ対策に関する社内方針（対応方針・宣言等）を策定している
2	カスハラ対応マニュアル・ガイドラインを作成している
3	従業員向けの研修・教育を実施している
4	事案発生時の報告・記録・共有の仕組みがある
5	カスハラを受けた従業員に対するメンタルケア・フォロー体制がある
6	その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

令和7年度
新潟県賃金労働時間等実態調査結果報告書

令和8年3月発行

編集
発行
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話 025(280)5260
e-mail ngt050050@pref.niigata.lg.jp
ホームページ:<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/>
